

# 周防大島町

## 第3期子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

周防大島町



## はじめに



近年、我が国では急速に少子化が進行し、核家族化や地域のつながりが希薄化し、共働き家庭やひとり親家庭の増加、子どもの貧困問題など子育て世帯を取り巻く環境が変わり、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

こうした状況の中、本町においては、令和2年3月に「周防大島町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを支援する環境整備に努めるとともに、令和6年10月からは「高校生等医療費助成制度」を創設し、子育て世帯の経済的な負担を軽減し

ています。また、令和7年4月には「こども家庭センター」を開設し、妊産婦、子育て世帯を包括的に支援するとともに子育て支援施策の充実を図ってまいります。

このたび、「周防大島町第2期子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、令和7年度を始期とする「周防大島町第3期子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定いたしました。

基本理念は「みんなで育てる 笑顔いっぱい 元気な子」を継続し、本事業計画に基づく諸施策を積極的に推進し、安心して子育てできる環境整備に取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「周防大島町子ども・子育て会議委員」の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました町民の皆様から心からお礼申し上げます。

令和7年3月

周防大島町長 **藤本 浄孝**



# 目次

はじめに .....	1
第1節 計画の策定にあたって .....	1
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況.....	5
第1節 子育てに関する現状 .....	5
第2節 家族や地域の状況.....	13
第3節 アンケート調査からみる町の状況 .....	17
第4節 課題のまとめ(現状に対する今後の方針).....	33
第2章 計画の基本理念と基本目標 .....	35
第1節 計画の基本理念 .....	35
第2節 施策の体系 .....	36
第3章 事業量の見込みと確保方策 .....	37
第1節 保育・教育の状況.....	37
第2節 教育・保育の前提となる考え方 .....	39
第3節 幼児期の学校教育・保育 .....	41
第4節 地域子ども・子育て支援事業 .....	44
第4章 重点プロジェクト.....	54
第5章 施策の展開.....	57
基本目標1 地域における子育て支援 .....	57
基本目標2 子育て家庭への支援の充実 .....	61
基本目標3 健やかに産み育てられる環境づくり.....	66
基本目標4 次代を担う世代の育成.....	73
基本目標5 仕事と家庭生活との両立の推進.....	80
基本目標6 援助が必要な子どもへの支援 .....	83
基本目標7 子どもにやさしいまちの環境づくり .....	90
第6章 計画の推進に向けて .....	94
第1節 計画の達成状況の点検・評価 .....	94
第2節 関係部署及び機関・地域の連携の推進.....	94
第3節 子育て支援への理解を促進するための取組.....	95
資料編 .....	96
◎ 策定の経過.....	96
◎ 周防大島町子ども・子育て会議委員名簿.....	96
◎ 用語の説明 .....	97



# はじめに

## 第1節 計画の策定にあたって

---

### 1. 計画策定の趣旨

#### (1) 計画策定の社会的背景

我が国の子ども・子育て支援においては、急速な少子化に対応するため、あらゆる取組が進められてきました。しかしながら、個人の価値観やライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、様々な課題やニーズが表面化しています。特に近年では、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待の顕在化、女性の社会進出による保育ニーズの増大や待機児童の解消等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえて、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向が示されています。

周防大島町では、平成27年3月に「周防大島町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「周防大島町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健などの子ども・子育て支援を推進してきました。この度、令和6年度で最終年度を迎えることから、「周防大島町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策や子どもの貧困対策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

## (2)近年の主な政策動向

本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。  
 主な政策動向としては、以下のような内容があります。

### ◆子ども・子育てに関する法律、制度等

年度	法律・制度等	内容
平成31年 (令和元年)	幼児教育・保育の無償化	・保育所や幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施
	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	・子どもの貧困対策計画の策定が努力義務化
令和2年	コロナ対策に伴う子育て支援策	・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別定額給付金の支給、家庭での子育て支援策の強化
3年	子供・若者育成推進大綱	・居場所づくりを含めた子ども・若者育成支援を総合的に推進
	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	・一人ひとりのこどもの well-being を高め、こどもまんなか社会を目指すため、こども家庭庁の設立を明記
4年	児童福祉法一部改正	・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
	こども基本法	・こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実
5年	こども家庭庁設立	・「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

2023(令和5)年4月、新たに子ども基本法が施行されました。日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき任意策定することとなっている次世代育成支援行動計画については、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本町が進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進していくものとし、

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づき、すべての子どもが健やかに成長できるよう包括的な支援を行い、貧困の連鎖防止を推進します。

本計画は、「第2次周防大島町総合計画」(令和3年度～令和12年度)をはじめとして、「周防大島町地域福祉計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。

## 3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間として策定するものです。

なお、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検していくものであり、その過程で必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
					第3期子ども・子育て支援事業計画				

## 4. 住民参加と情報公開

### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、令和5年12月1日現在で小学校6年生以下の児童を扶養しているすべての家庭を対象に、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握するため「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。調査結果は本計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として使用しました。

## **(2)「周防大島町子ども・子育て会議」の開催**

本計画を策定するにあたり、町内の保健・医療・教育・福祉関係団体の代表、各種団体の代表、その他関係者、行政機関代表で構成される「周防大島町子ども・子育て会議」において、計画の内容に対する検討を行うとともに、今後の本町における子育て支援のあり方についての認識の共有を図りました。

## **(3)パブリックコメントの実施**

令和7年2月14日から、役場庁舎やホームページなどにおいて計画案を公表し、住民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

# **5. 計画推進における留意点**

本計画は、少子化対策を主眼とする計画ですが、推進にあたっては人権の尊重を基本に、以下の点に留意していきます。

## **(1)子どもにとっての幸せの視点**

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが健やかに、心豊かに育つための支援という観点で取り組みます。

## **(2)家庭や地域での支え合い**

家庭における養育力の向上や子育て環境の整備を進めるとともに、地域の宝である子どもたちを地域社会全体で支え合って育てていく意識を醸成します。

## **(3)多様な家庭の形態に合わせた支援**

仕事と生活の調和実現に向けた取組や結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援をはじめとして、様々な課題を抱えるすべての子どもと家庭が健やかに安全で安心して生活できるような施策を推進します。

## **(4)個人情報の保護**

不妊に悩む人、妊婦、子ども、その他子育てを行う各家庭の状況を把握し、孤立することのないようきめ細かなフォローを行います。また、「個人情報保護法」に基づき、個人情報の保護・管理の徹底に留意します。

# 第1章 子ども・子育てを取り巻く現況

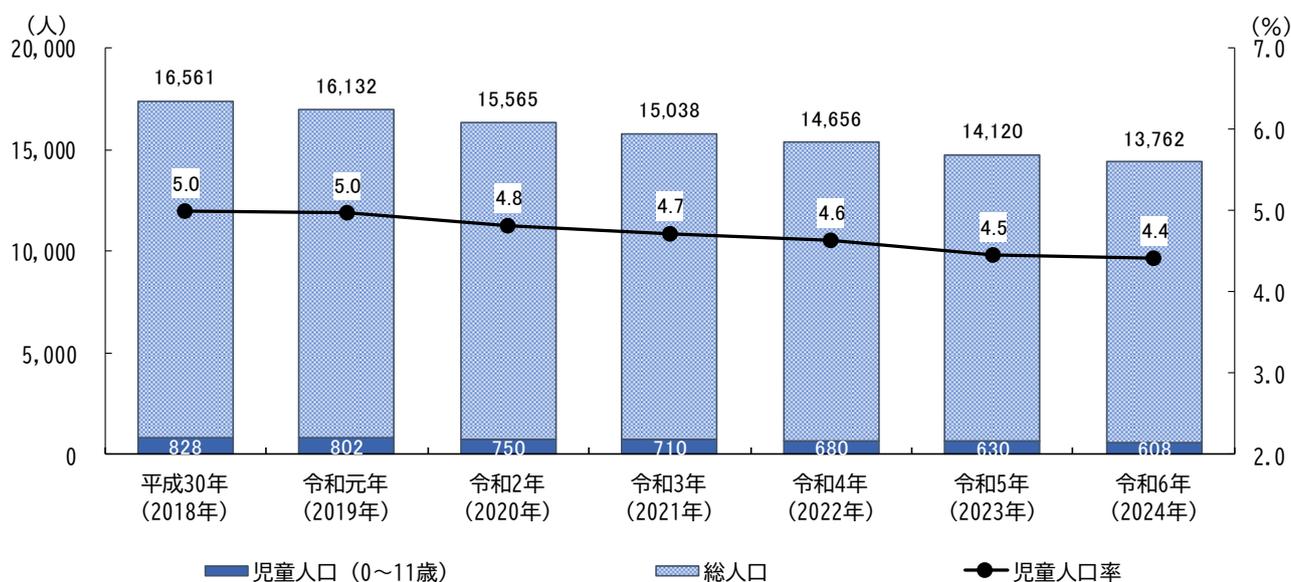
## 第1節 子育てに関する現状

### 1. 人口・世帯数の推移

#### (1) 総人口と子どもの人口(0～11歳)の推移

総人口は、減少傾向で推移しており、令和6年では13,762人となっています。第2期計画の策定年度である令和2年と比べると1,803人の減少となっています。児童人口(0歳～11歳)をみると、総人口と同じく減少傾向で推移しており、令和2年と令和6年を比べると142人の減少となっています。また、児童人口割合も0.4ポイント減少しています。

■ 総人口と児童人口の推移

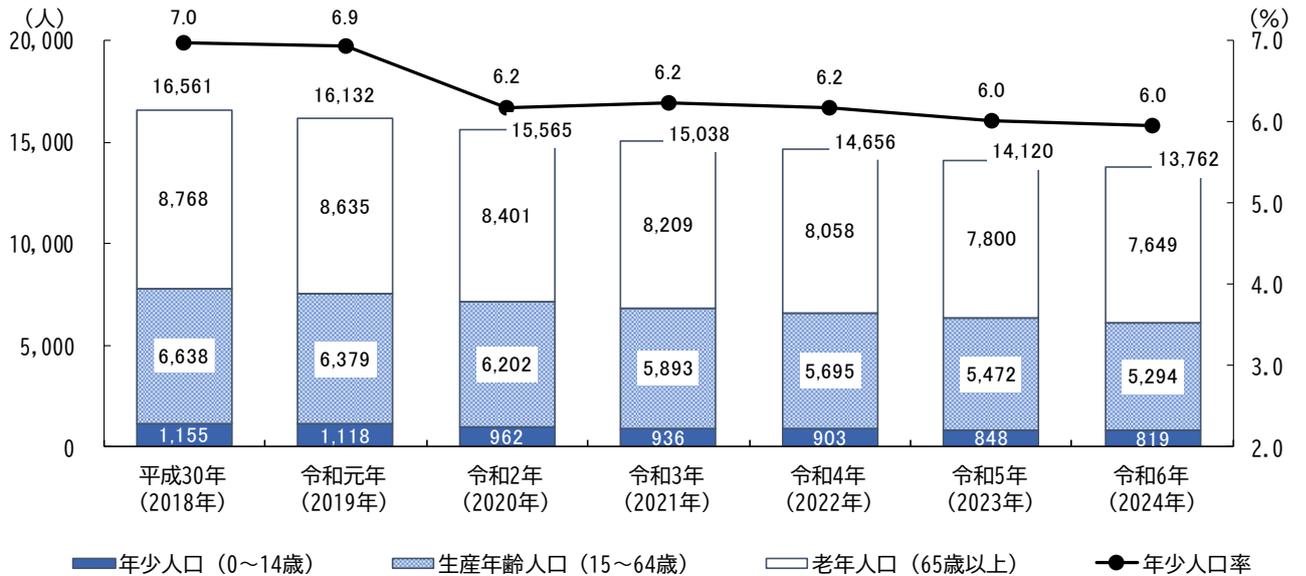


資料:住民基本台帳

## (2)年齢3区分人口比の推移

住民基本台帳による本町の人口をもとに、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分人口をみると、年少人口及び生産年齢人口、老年人口のいずれも減少傾向にあります。各人口割合について令和2年と令和6年を比べると、年少人口は、0.2ポイント、生産年齢人口は、1.3ポイント減少しており、老年人口は、1.6ポイント増加しています。

■年齢3区分人口比の推移



(単位:人、%)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口(15歳未満)	1,155	1,118	962	936	903	848	819
生産年齢人口(15～64歳)	6,638	6,379	6,202	5,893	5,695	5,472	5,294
老年人口(65歳以上)	8,768	8,635	8,401	8,209	8,058	7,800	7,649
合計	16,561	16,132	15,565	15,038	14,656	14,120	13,762
年少人口割合	7.0%	6.9%	6.2%	6.2%	6.2%	6.0%	6.0%
生産年齢人口割合	40.1%	39.5%	39.8%	39.2%	38.9%	38.8%	38.5%
老年人口割合	52.9%	53.5%	54.0%	54.6%	55.0%	55.2%	55.6%

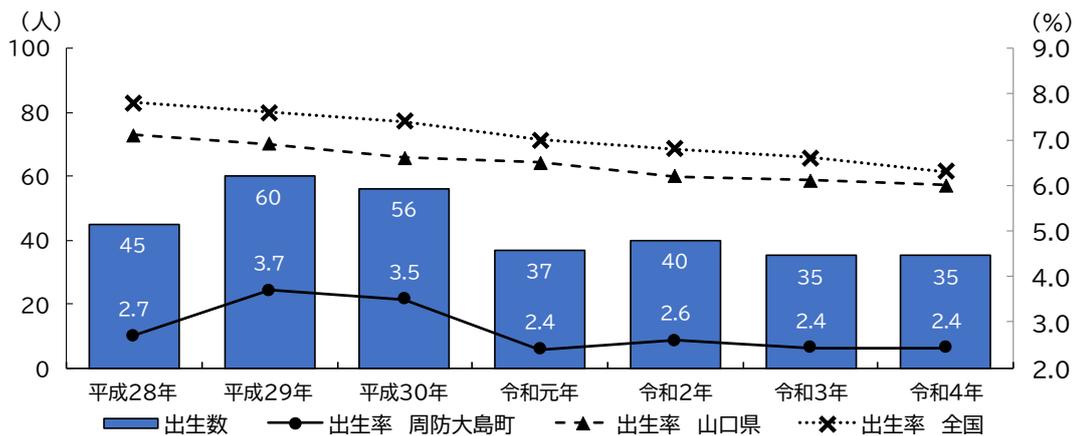
資料:住民基本台帳

## 2. 出生数の推移

### (1) 出生率の推移

人口動態統計による本町の出生数は、増減を繰り返しており、令和4年では35人となっています。出生率は全国及び県と比べてかなり低い傾向で推移しています。

#### ■出生数・出生率の推移



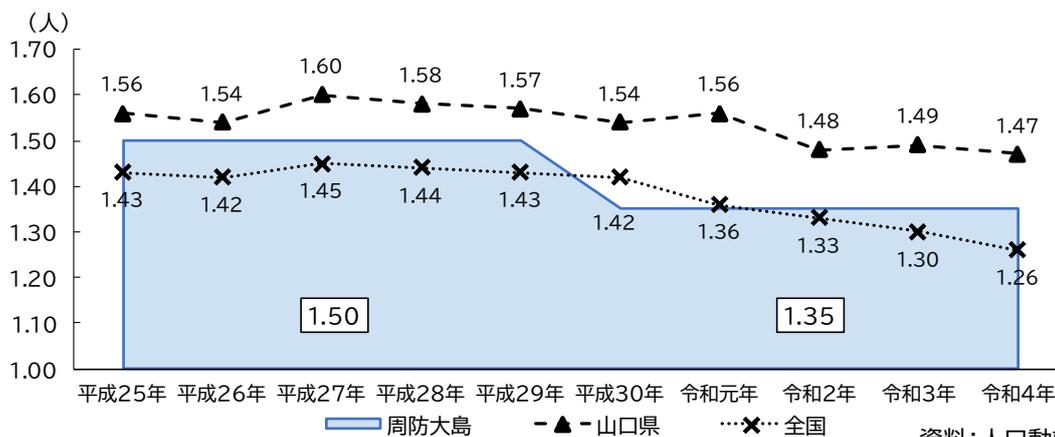
資料：人口動態統計

出生率(%)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
周防大島町	2.7	3.7	3.5	2.4	2.6	2.4	2.4
山口県	7.1	6.9	6.6	6.5	6.2	6.1	6.0
全国	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

### (2) 合計特殊出生率の推移

女性が一生の間に産むと推定される子どもの数を表す「合計特殊出生率」は、平成30年から令和4年の期間では1.35となっています。なお、山口県の合計特殊出生率は、令和4年で1.47、全国の合計特殊出生率は、令和4年で1.26となっています。

#### ■合計特殊出生率の推移



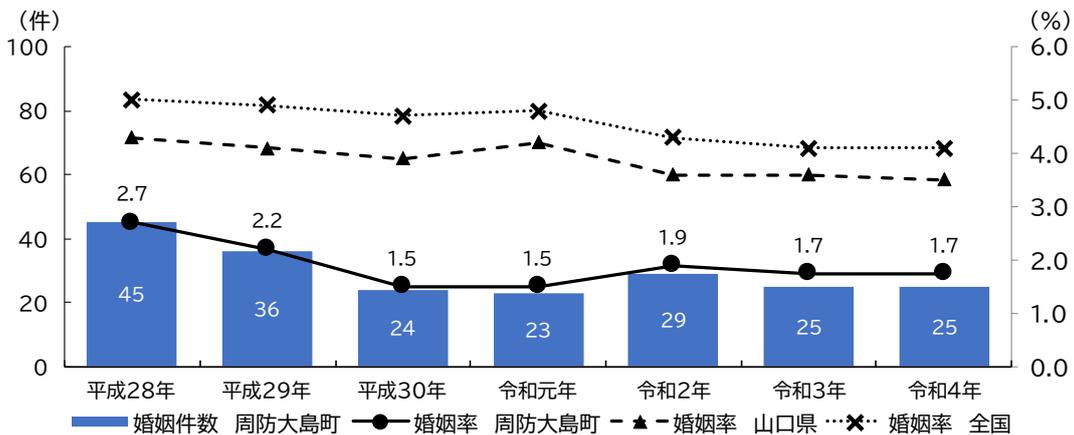
資料：人口動態統計

### 3. 婚姻件数等の推移

#### (1) 婚姻数の推移

人口動態統計による本町の婚姻件数は、令和4年では25件となっています。  
婚姻率をみると、全国及び県と比べてかなり低い傾向で推移しています。

■ 婚姻数・婚姻率の推移



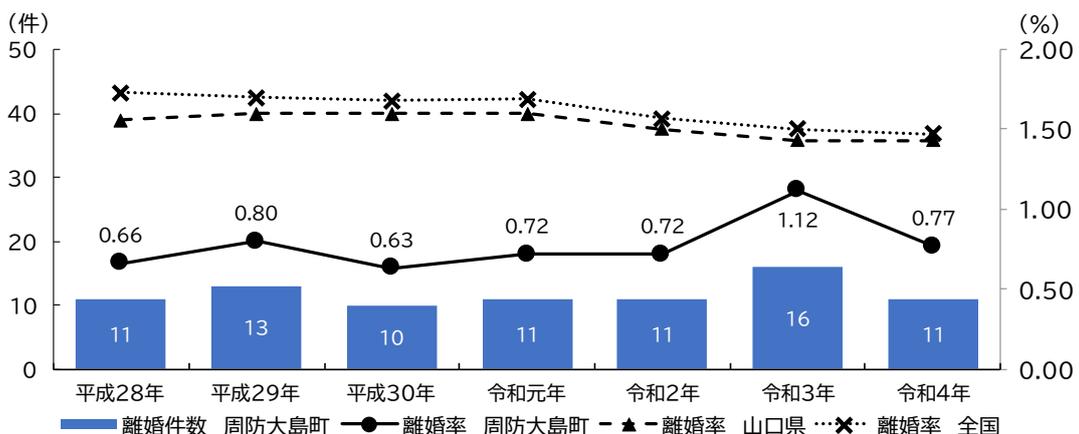
資料：人口動態統計

婚姻率(%)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
周防大島町	2.7	2.2	1.5	1.5	1.9	1.7	1.7
山口県	4.3	4.1	3.9	4.2	3.6	3.6	3.5
全国	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1

#### (2) 離婚数の推移

人口動態統計による本町の離婚件数は、令和4年では11件となっています。  
離婚率をみると、全国及び県と比べて低くなっています。

■ 離婚数・離婚率の推移



資料：人口動態統計

離婚率(%)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
周防大島町	0.66	0.80	0.63	0.72	0.72	1.12	0.77
山口県	1.56	1.60	1.60	1.60	1.50	1.43	1.43
全国	1.73	1.70	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47

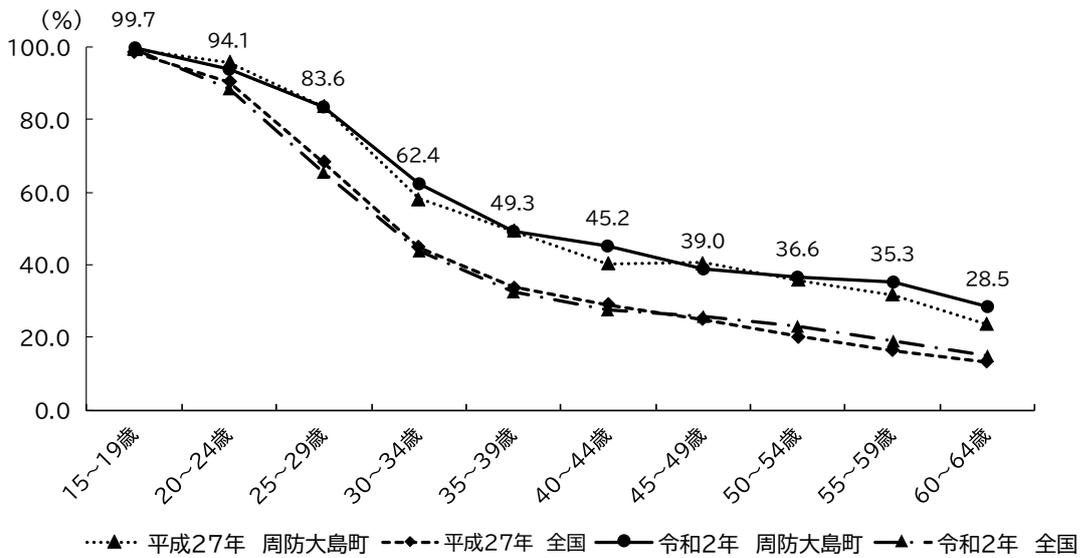
### (3)未婚率の推移

国勢調査による本町の未婚率をみると、男性は、令和2年では、20歳～24歳、45歳～49歳では未婚率は低下していますが、30歳～34歳、40歳～44歳及び55歳以上の未婚率が増加しています。

女性は、20歳～24歳、30歳～34歳の未婚率は低下していますが、その他の年齢層で未婚率が増加しています。

男女ともに全国の未婚率に比べて高くなっています。

#### ■男性の未婚率

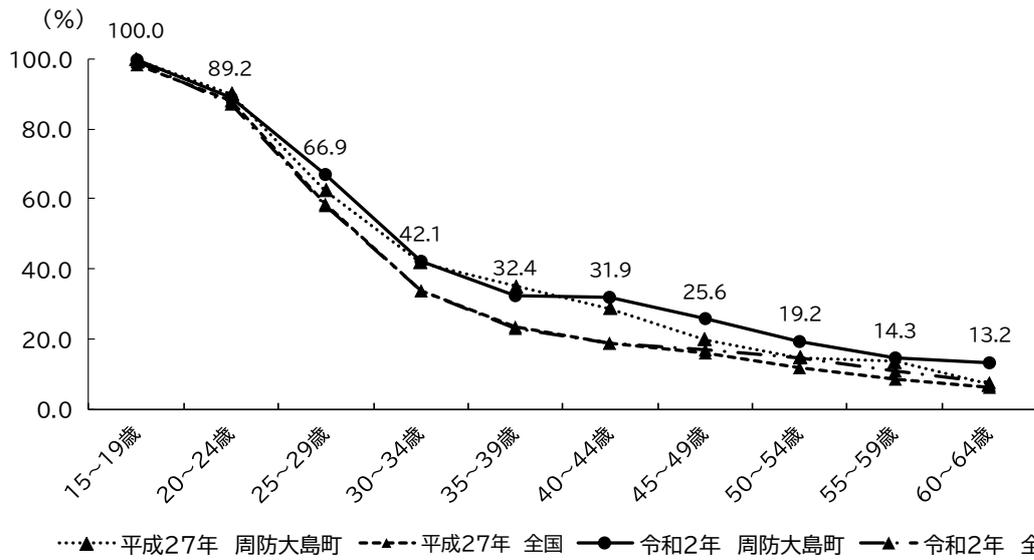


資料：国勢調査

男性の未婚率(%)		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
周防大島町	平成27年	99.6	95.9	83.6	58.2	49.3
	令和2年	99.7	94.1	83.6	62.4	49.3
全国	平成27年	98.6	90.5	68.3	44.7	33.7
	令和2年	98.6	90.5	68.3	44.7	33.7

男性の未婚率(%)		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
周防大島町	平成27年	40.3	40.5	35.8	31.7	23.7
	令和2年	45.2	39.0	36.6	35.3	28.5
全国	平成27年	29.0	25.1	20.3	16.3	13.3
	令和2年	27.6	25.8	23.0	18.8	14.9

■女性の未婚率

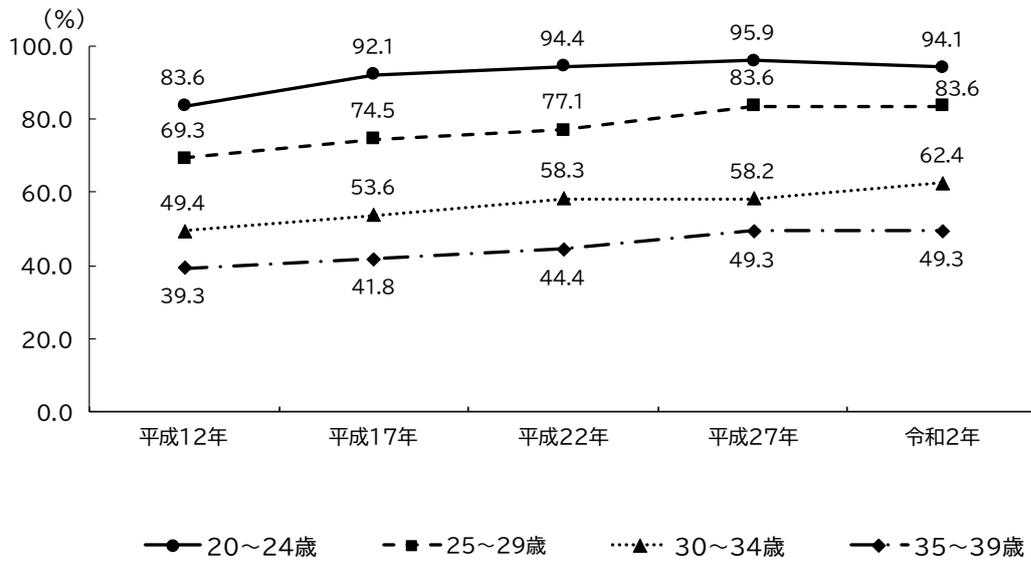


資料:国勢調査

女性の未婚率(%)		15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳
周防大島町	平成27年	100.0	90.1	62.4	41.8	35.1
	令和2年	100.0	89.2	66.9	42.1	32.4
全国	平成27年	98.6	88.0	58.8	33.6	23.3
	令和2年	99.1	87.1	58.2	33.6	22.8

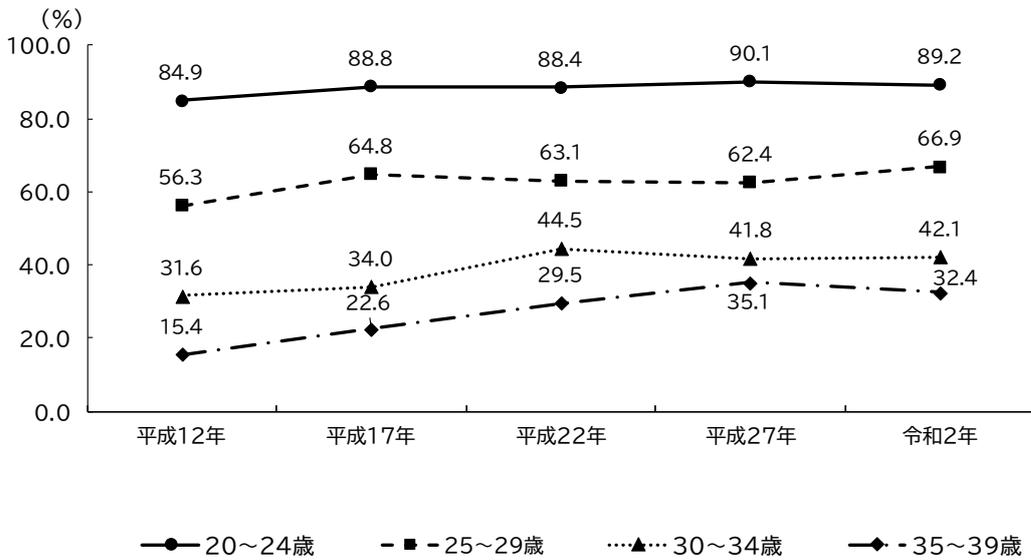
女性の未婚率(%)		40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳
周防大島町	平成27年	28.7	19.8	14.7	13.6	6.9
	令和2年	31.9	25.6	19.2	14.3	13.2
全国	平成27年	19.0	15.9	11.8	8.2	6.2
	令和2年	18.8	17.0	14.7	11.0	7.7

### ■男性未婚率の推移



資料:国勢調査

### ■女性未婚率の推移

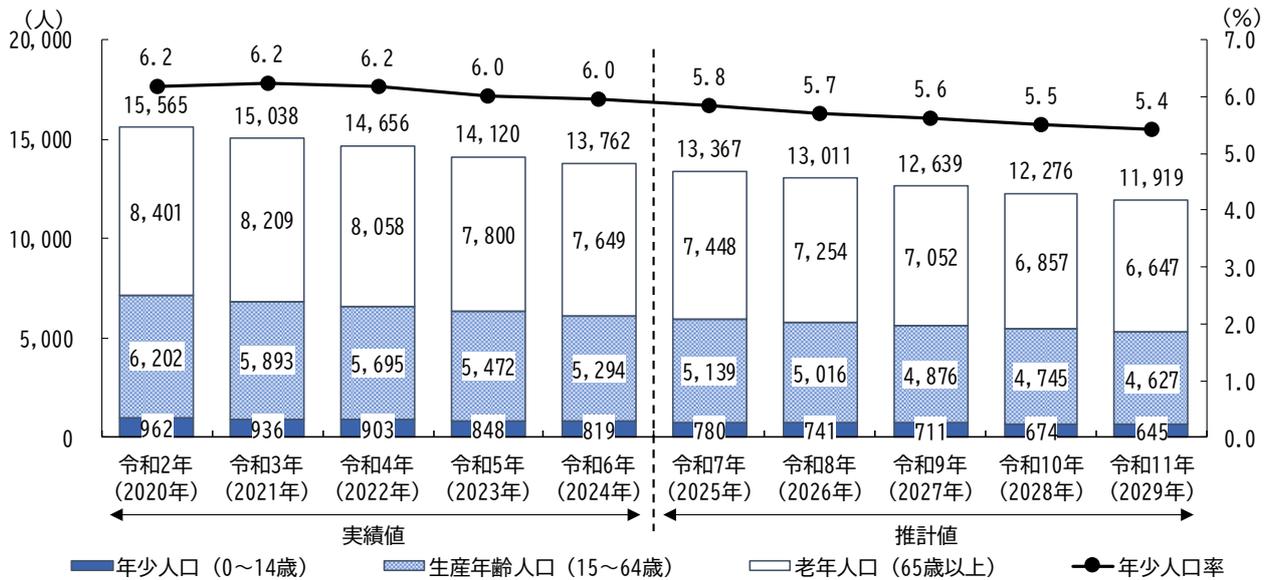


資料:国勢調査

## 4. 人口推計

本町の人口推計をみると、今後も人口減少及び少子高齢化が進み、本計画の最終年である令和11年では11,919人と、令和6年に比べ約1割の減少が見込まれます。また、令和11年では年少人口割合は5.4%、老年人口割合が55.8%と見込まれます。

■年齢3区分人口比の推計



(単位:人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口(0~14歳)	962	936	903	848	819
生産年齢人口(15~64歳)	6,202	5,893	5,695	5,472	5,294
老年人口(65歳以上)	8,401	8,209	8,058	7,800	7,649
合計	15,565	15,038	14,656	14,120	13,762
年少人口割合	6.2%	6.2%	6.2%	6.0%	6.0%
生産年齢人口割合	39.8%	39.2%	38.9%	38.8%	38.5%
老年人口割合	54.0%	54.6%	55.0%	55.2%	55.6%

(単位:人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口(0~14歳)	780	741	711	674	645
生産年齢人口(15~64歳)	5,139	5,016	4,876	4,745	4,627
老年人口(65歳以上)	7,448	7,254	7,052	6,857	6,647
合計	13,367	13,011	12,639	12,276	11,919
年少人口割合	5.8%	5.7%	5.6%	5.5%	5.4%
生産年齢人口割合	38.4%	38.6%	38.6%	38.7%	38.8%
老年人口割合	55.7%	55.8%	55.8%	55.9%	55.8%

資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)  
令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

## 第2節 家族や地域の状況

### 1. 世帯の状況

国勢調査による本町の世帯の状況をみると、世帯数は年々減少しており、令和2年では7,155世帯となっています。平均世帯人員も年々減少しており、令和2年の平均世帯人員は、1.91となっています。

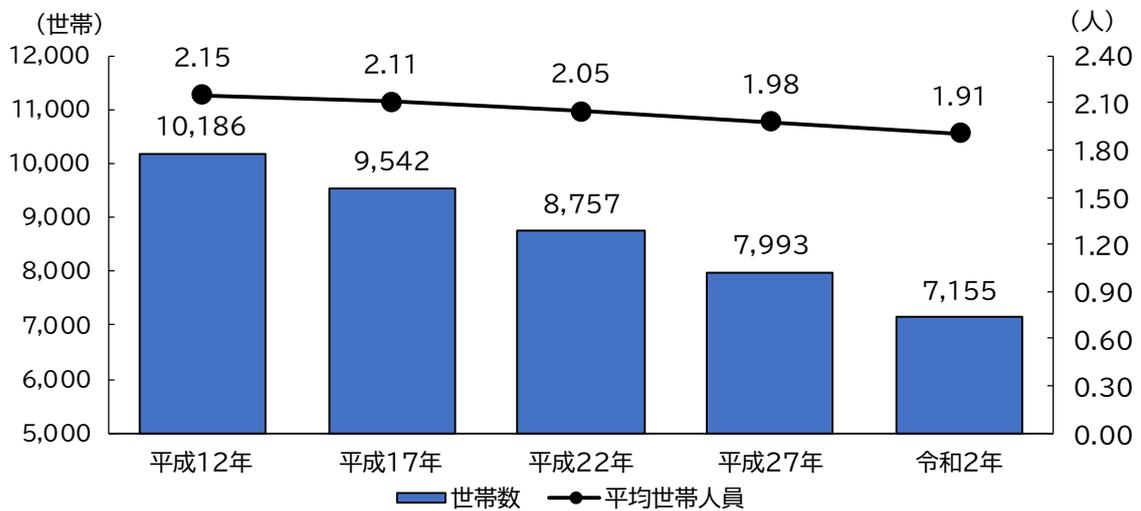
また、子どものいる世帯も著しく減少しており、6歳未満のいる世帯の割合は一般世帯のうちの2.9%、18歳未満のいる世帯の割合は8.9%となっています。

#### ■世帯構造の推移

(単位:世帯、人、%)		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	世帯数	10,682	10,186	9,542	8,757	7,993	7,155
	世帯人員	23,879	21,916	20,133	17,909	15,810	13,649
	平均世帯人員	2.24	2.15	2.11	2.05	1.98	1.91
6歳未満のいる一般世帯数	542	507	430	340	282	206	
	割合	5.1	5.0	4.5	3.9	3.5	2.9
18歳未満のいる一般世帯数	1,684	1,411	1,157	989	809	636	
	割合	15.8	13.9	12.1	11.3	10.1	8.9

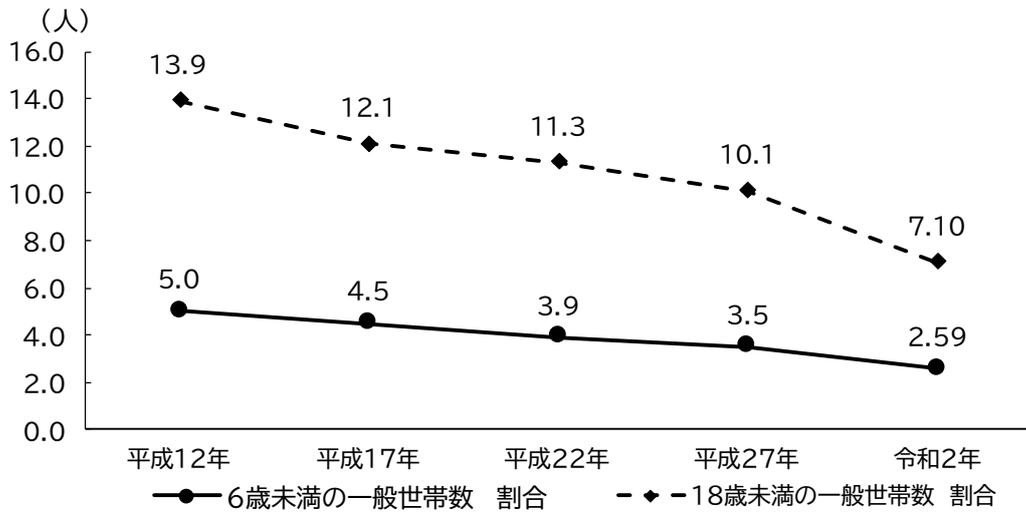
資料:国勢調査

#### ■世帯数、世帯人数の推移



資料:国勢調査

## ■世帯構造の推移

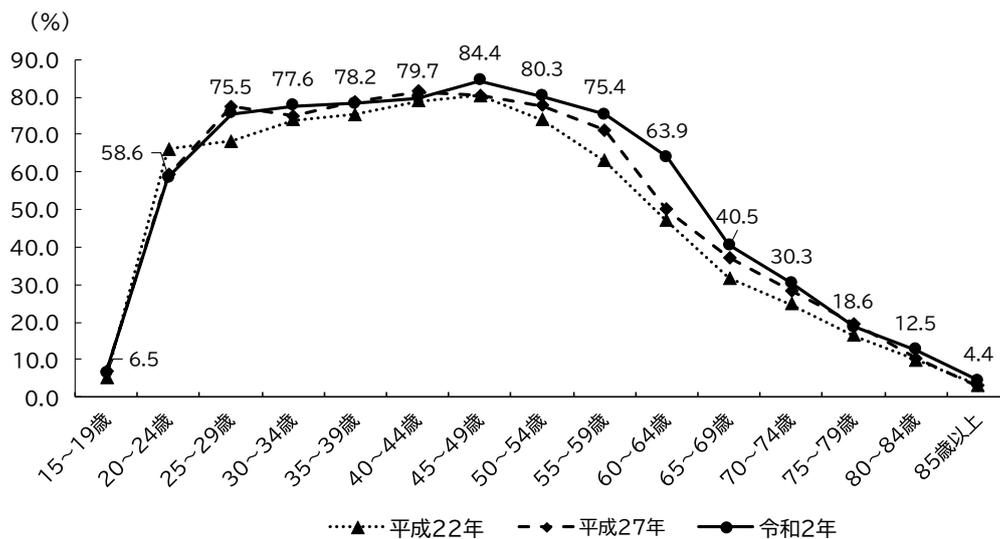


資料:国勢調査

## 2. 女性の就労状況

国勢調査による本町の年齢別就業率をみると、令和2年では平成22年・平成27年に比べ30～64歳までの女性の就業率が高い傾向にあります。全国や県の実業率と比べ30歳代の就業率が高くなっています。また、M字カーブのくぼみは改善傾向にあり台形に近づいています。

■女性の年齢別就業率(経年比較)

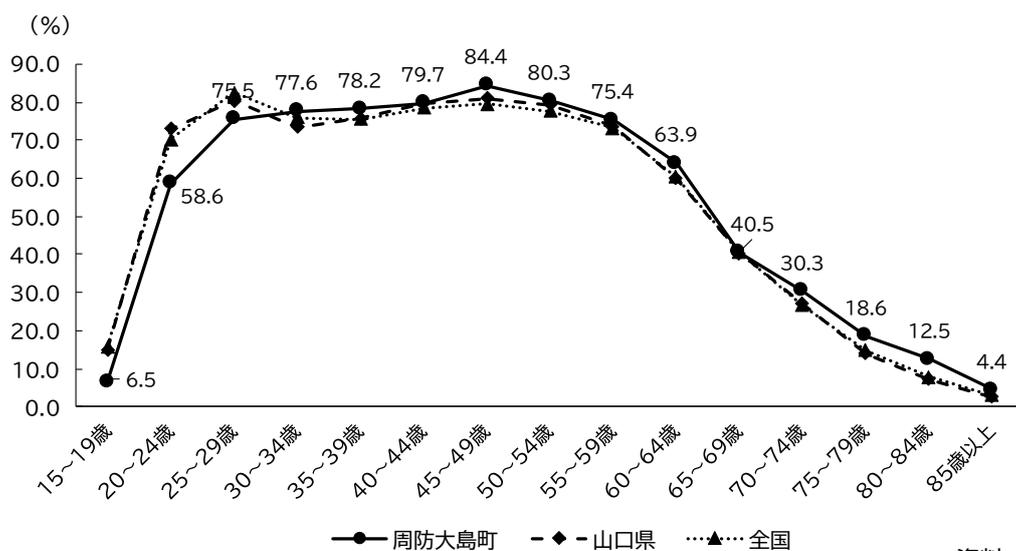


資料:国勢調査

就業率 (%)	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成22年	5.0	66.1	68.2	74.0	75.3	78.9	80.5
平成27年	6.7	59.1	77.3	75.0	78.7	81.4	80.4
令和2年	6.5	58.6	75.5	77.6	78.2	79.7	84.4

就業率 (%)	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成22年	74.0	63.0	46.9	31.7	24.8	16.4	9.7	3.0
平成27年	77.6	71.1	49.9	37.1	28.3	19.4	10.2	2.8
令和2年	80.3	75.4	63.9	40.5	30.3	18.6	12.5	4.4

■女性の年齢別就業率(全国、県との比較)



資料:国勢調査

就業率 (%)	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳
周防大島町	6.5	58.6	75.5	77.6	78.2	79.7	84.4
山口県	15.0	73.1	80.3	73.4	75.7	79.7	81.1
全国	15.8	70.3	82.5	75.9	75.4	78.4	79.5

就業率 (%)	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上
周防大島町	80.3	75.4	63.9	40.5	30.3	18.6	12.5	4.4
山口県	79.3	73.7	59.8	40.3	27.0	13.9	7.2	2.5
全国	77.7	73.2	60.4	40.5	26.5	14.7	7.8	2.8

## 第3節 アンケート調査からみる町の状況

---

### 1. 調査方法

本計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て施策を進めるための基礎資料として、令和6年2月に「周防大島町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査地域 : 周防大島町

調査対象者 : 令和5年12月1日現在、周防大島町に住んでいる就学前児童・小学生の児童を持つ保護者

対象数 : 377件

回収数 : 278件(回収率:73.7%)

調査期間 : 令和6年2月9日～2月26日まで

調査方法 : 保育所、小学校を通じた配布回収  
一部郵送による配布

回収用語の説明 : 「N」「SA」「MA」は、それぞれ

「N」 = サンプル数のこと

「SA」 = 単回答のこと(Single Answer の略)

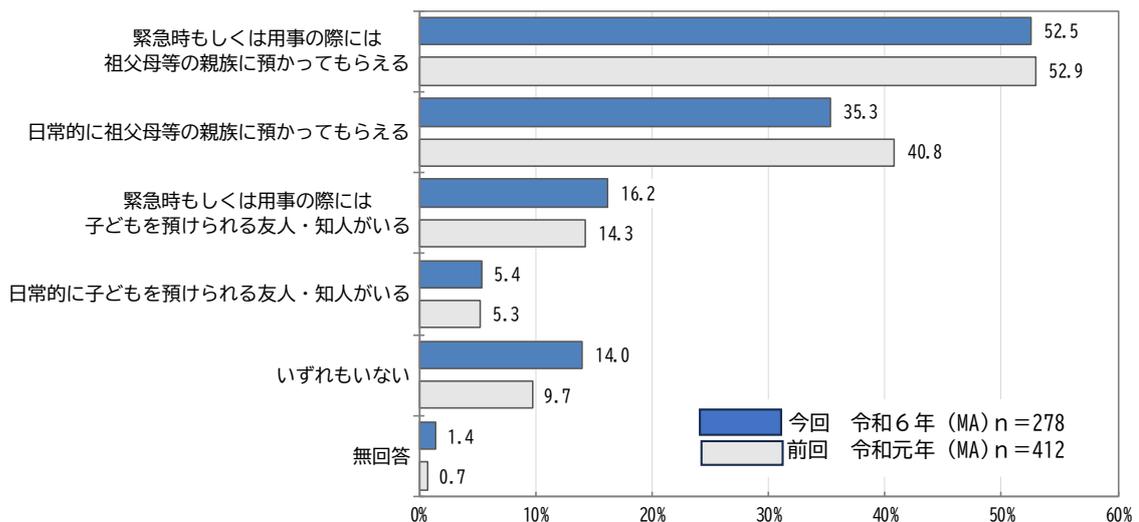
「MA」 = 複数回答のこと(Multiple Answer の略)  
を示します。

## 2. 調査結果の概要

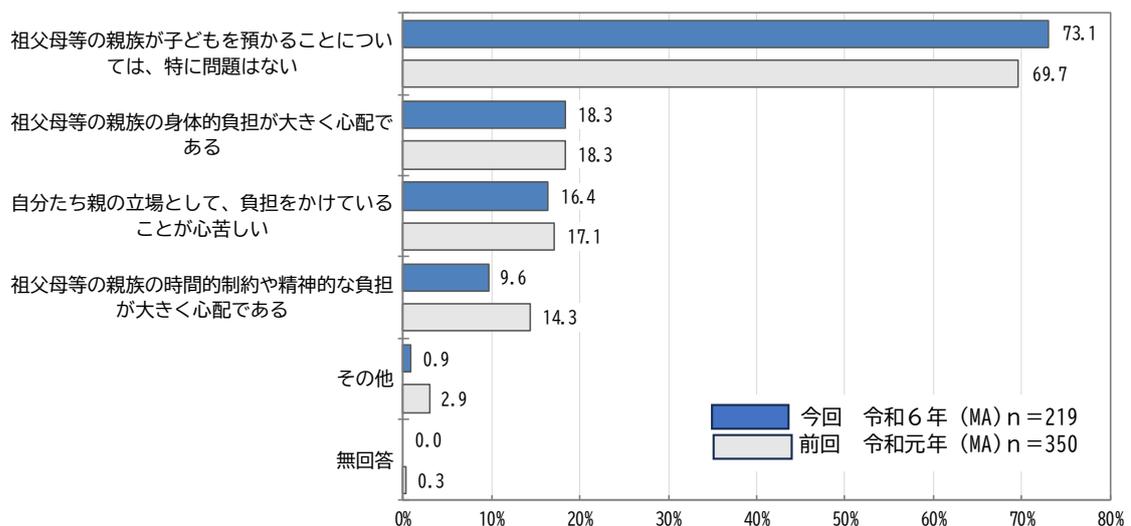
### (1) 親族・友人等による子どもの預かりの状況

緊急時には5割以上、日常においても、3割以上が祖父母等の親族に預かってもらえるという状況がみられ、そのうちの7割近くが負担等の問題を感じていないことがわかります。一方で負担をかけていることが心苦しいと感じている方は2割近くいるのが現状です。

#### ■お子さんを預かってもらえる人



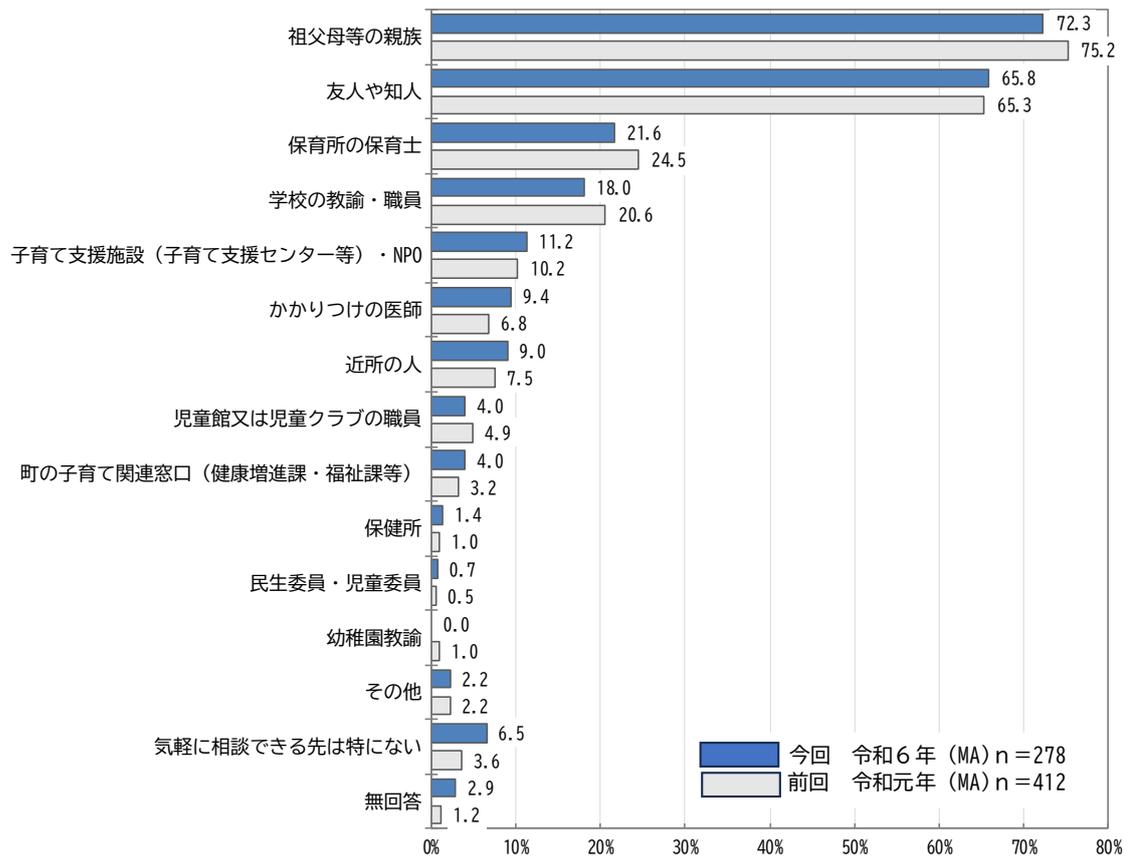
#### ■祖父母等の親族に預かってもらっている状況



## (2)子育てに関する相談先

気軽にできる相談先としては、祖父母等の親族や友人・知人がほとんどで、子育て支援センターや町の窓口等は低くなっています。気軽に相談できる環境の整備が必要です。

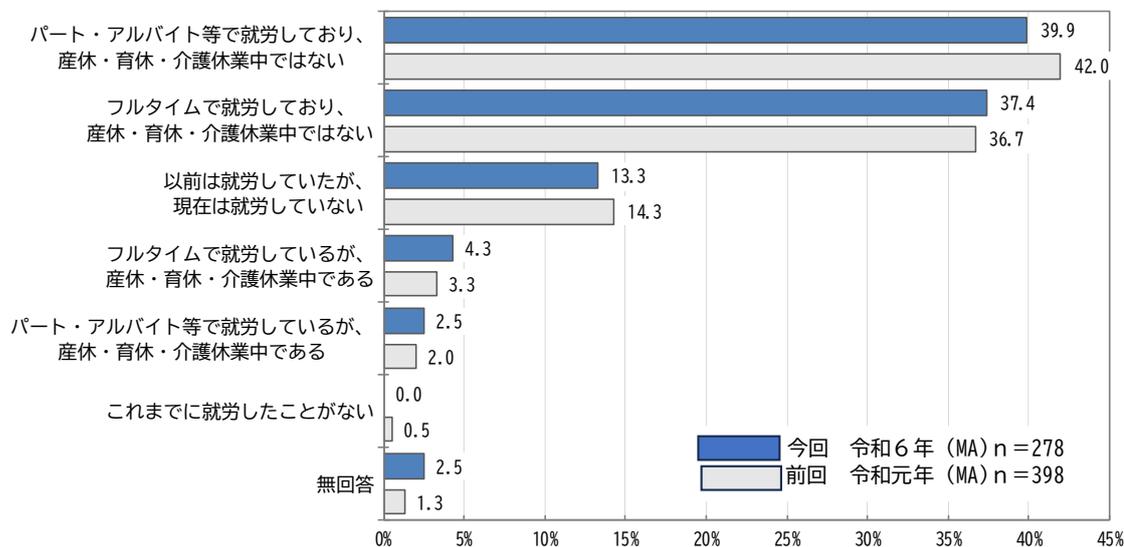
### ■お子さんの身の回りの世話(教育含む)などに関して、気軽に相談できる先



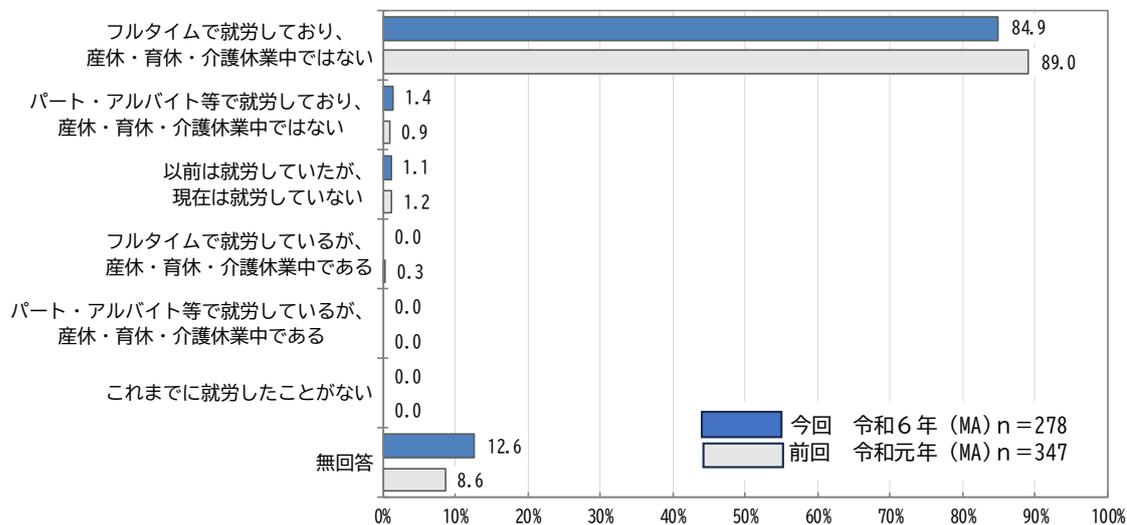
### (3)両親の就労状況

母親はフルタイムまたはパートタイムで就労している方がそれぞれ約4割、現在就労していない方が1割半ばとなっています。

#### ■母親の就労状況



#### ■父親の就労状況

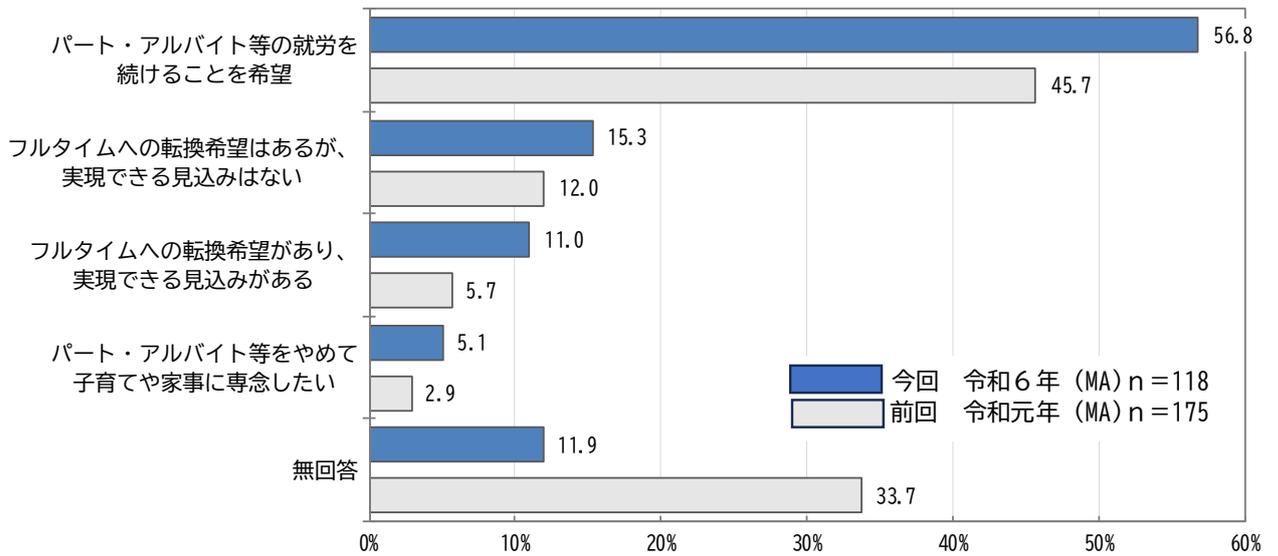


#### (4)就労に関する母親の希望

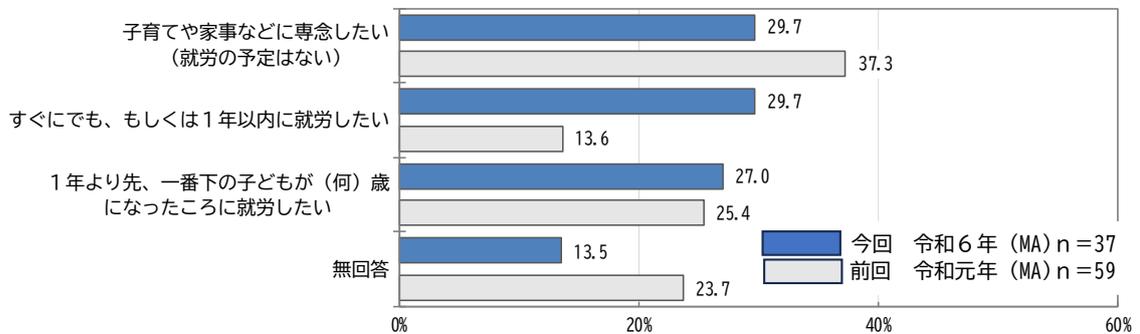
パート・アルバイト就労の母親のフルタイム転換希望では、15.3%がフルタイムを希望していますが実現できる見込みはないとしています。

未就労の母親の就労希望では5割以上が就労したいとしています。

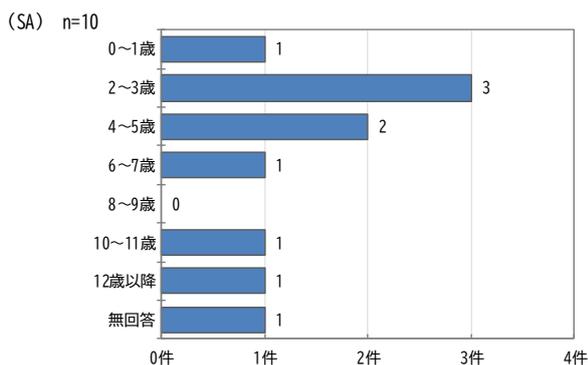
##### ■パート・アルバイト就労の母親のフルタイムへの転換希望



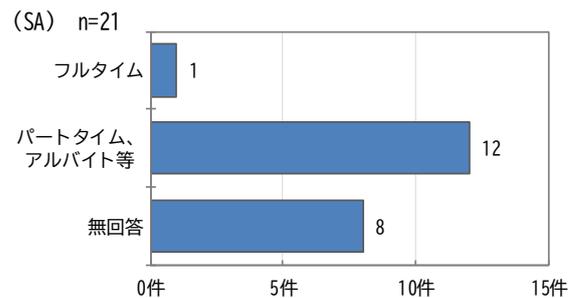
##### ■未就労の母親の就労希望



##### ■就労を希望する一番下の子どもの年齢 (1年より先、一番下の子どもが(何)歳になったところに就労したい)



##### ■希望する就労形態 (すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい)

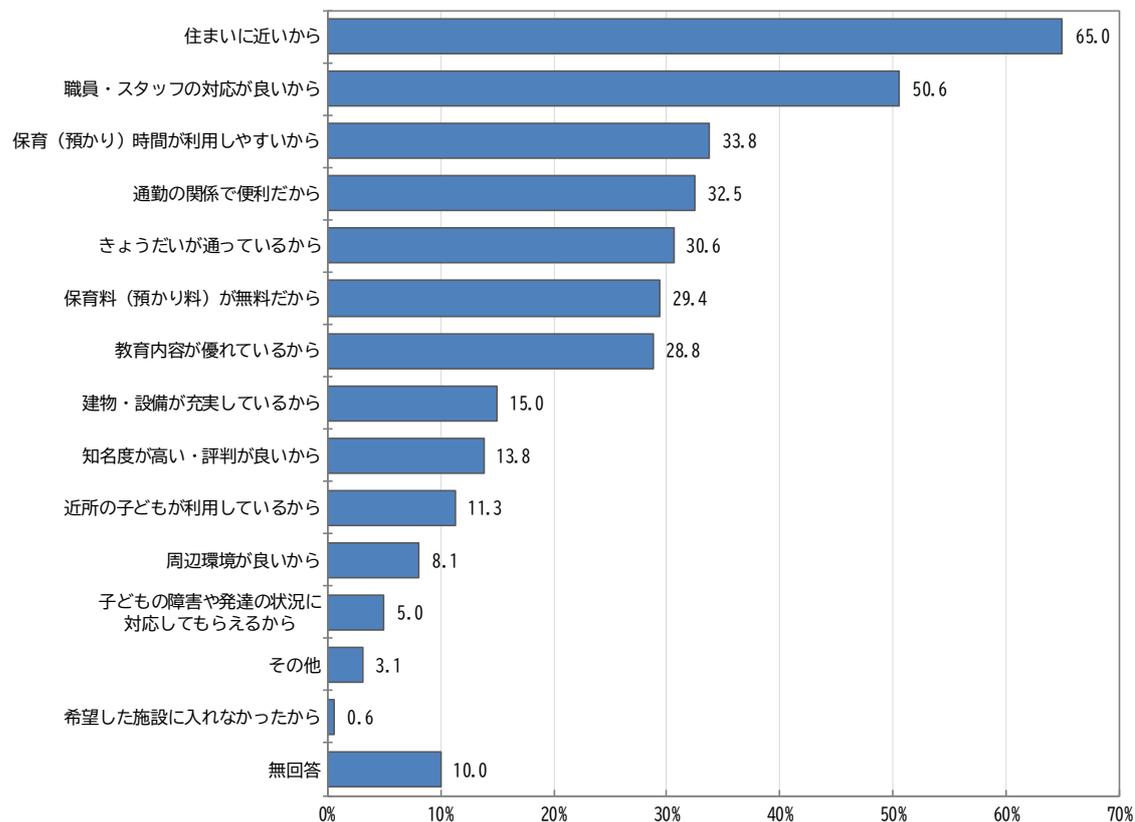


## (5)教育・保育事業の選択理由

保育所の選択理由では、住まいに近いという理由を6割半ばの方が挙げており、職員・スタッフの対応の良さも5割の方が挙げています。

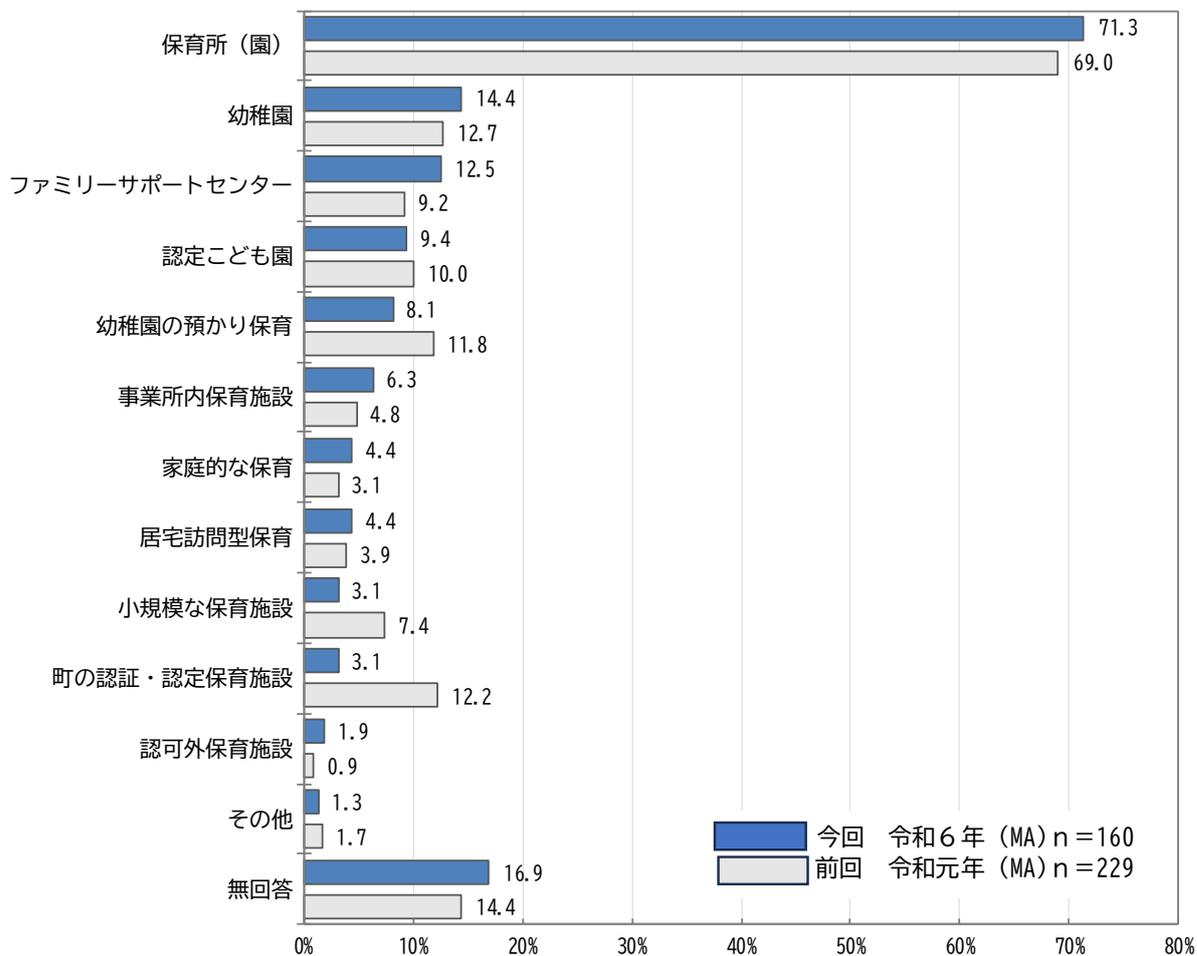
### ■教育・保育事業の選択理由

(MA) n=160



## (6) 保育所等の利用希望

現在の利用状況に関わらず、平日定期的にご利用したいと考える事業は、「保育所(園)」が71.3%で突出しています。「幼稚園」が14.4%、「ファミリーサポートセンター」が12.5%が続いています。



## (7)町のサービスの認知状況・利用状況

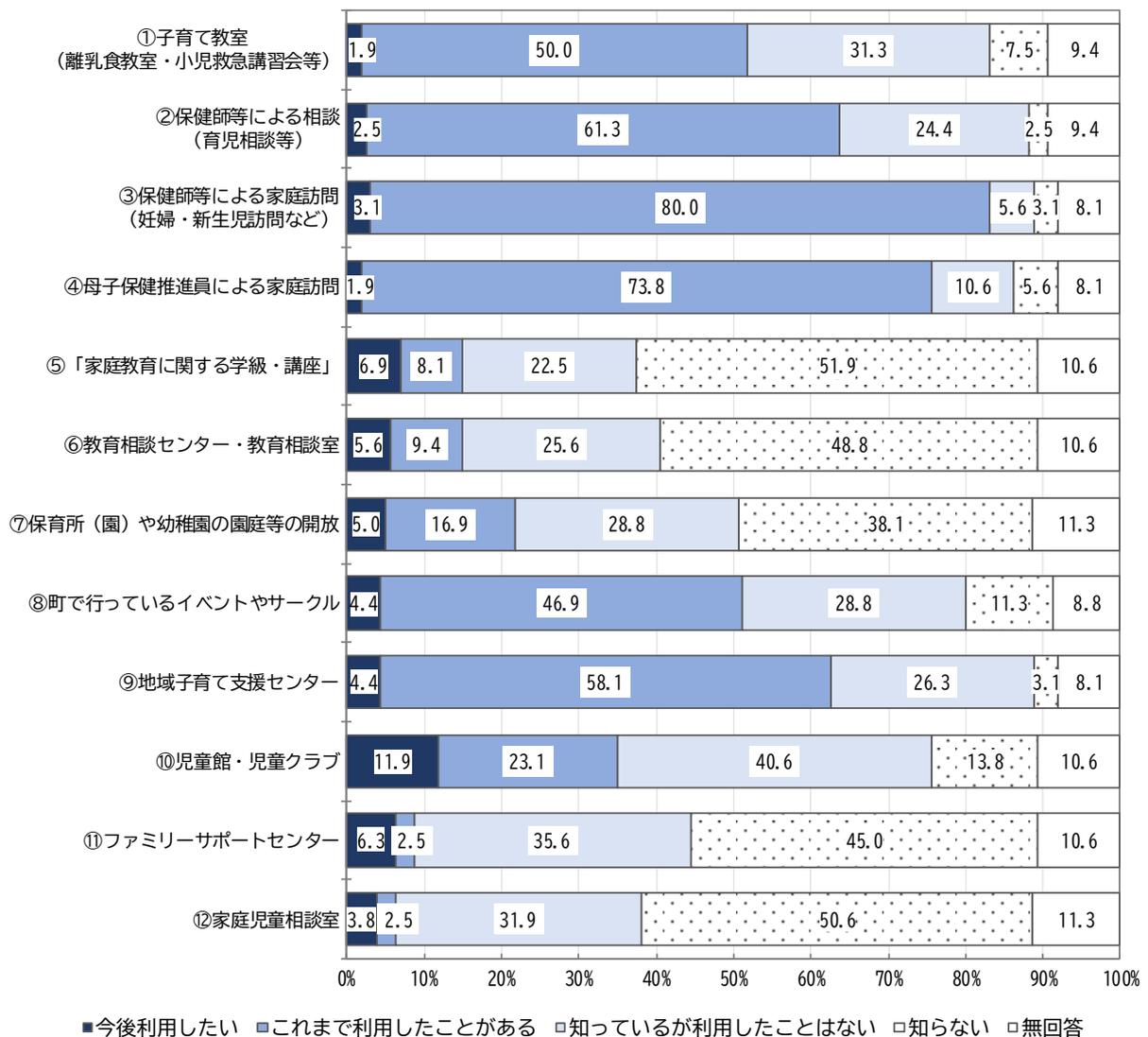
「これまで利用したことがある」が高い(半数以上を占めている)サービスは、その割合が高い順に③・④・②・⑨・①となっています。

「知っているが、利用したことはない」が高い(4割以上を占めている)⑩のサービスには、利用促進のための環境整備や体制の充実が必要です。

「知らない」が高い(4割以上を占めている)⑤・⑫・⑥・⑪のサービスの認知度を高めるため、広報活動や啓発活動に注力する必要があります。

### ■サービスで知っているものや、これまでに利用したことがあるもの

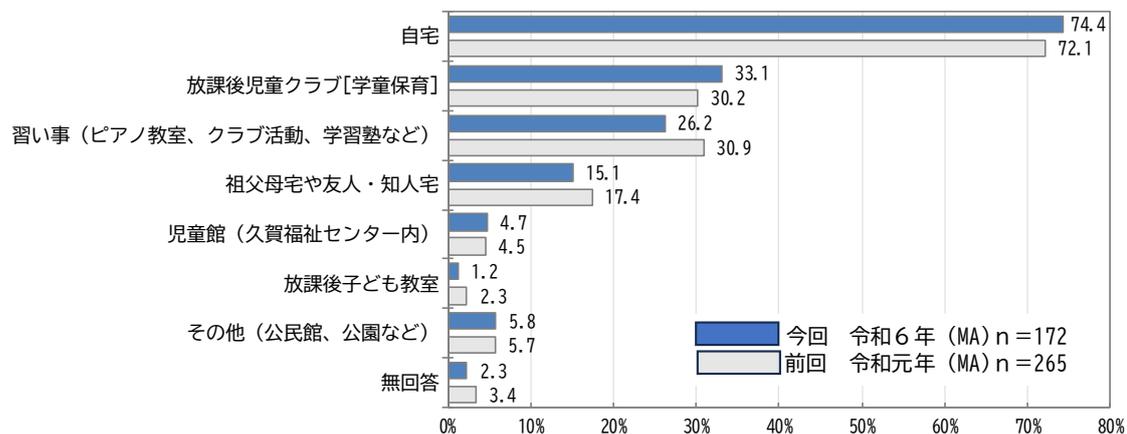
(SA) n=160



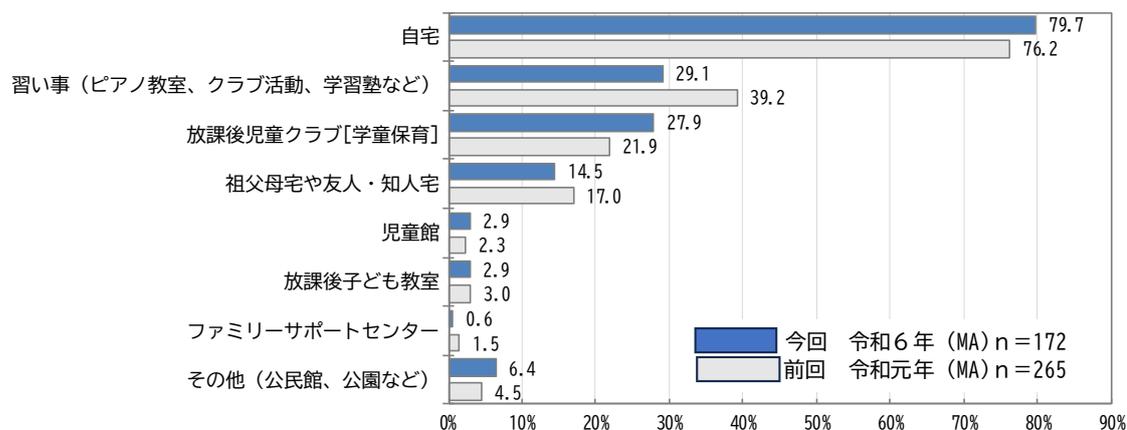
## (8)小学生の放課後の居場所

現状過ごさせている場所と、高学年になって過ごさせたい場所に大きな差はなく、高学年になって過ごさせたい場所では、「放課後児童クラブ」が減り、「習い事」が増えています。

### ■小学生の中で一番下のお子さんを放課後に過ごさせている場所



### ■お子さんが小学校高学年(4～6年生)になったとき、放課後に過ごさせたい場所

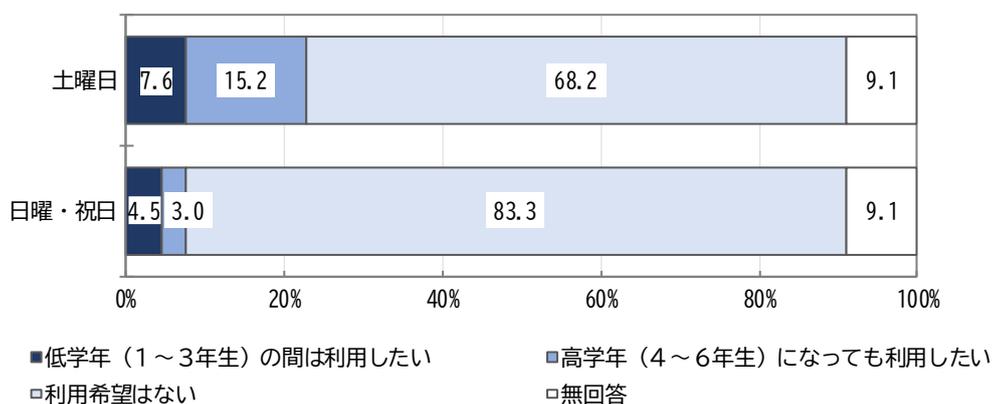


### (9) 土日祝日の放課後児童クラブの利用希望

土日祝日では、放課後児童クラブの利用希望は少なく、土曜日の利用希望が22.8%、土日祝日ともに半数以上が利用希望はないとしています。

#### ■ 土日祝日の放課後児童クラブの利用希望

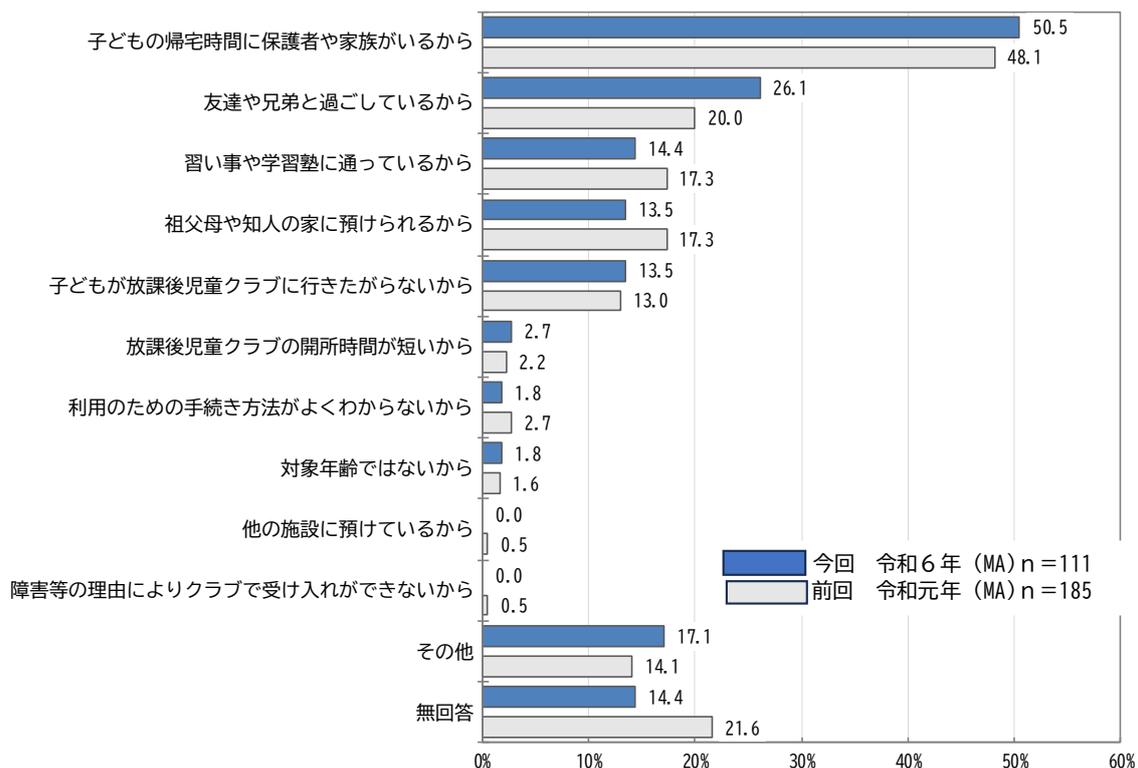
(SA) n=66



## (10)放課後児童クラブを利用していない理由

保護者や家族が家にいることが半数を占めています。子どもが放課後児童クラブに行きたがらないことを挙げる回答者が13.5%となっており、居宅やその他の場も含め、それぞれの子どもが安心して過ごせる場を十分に確保できているか動向に注視します。

### ■現在、放課後児童クラブを利用していない理由

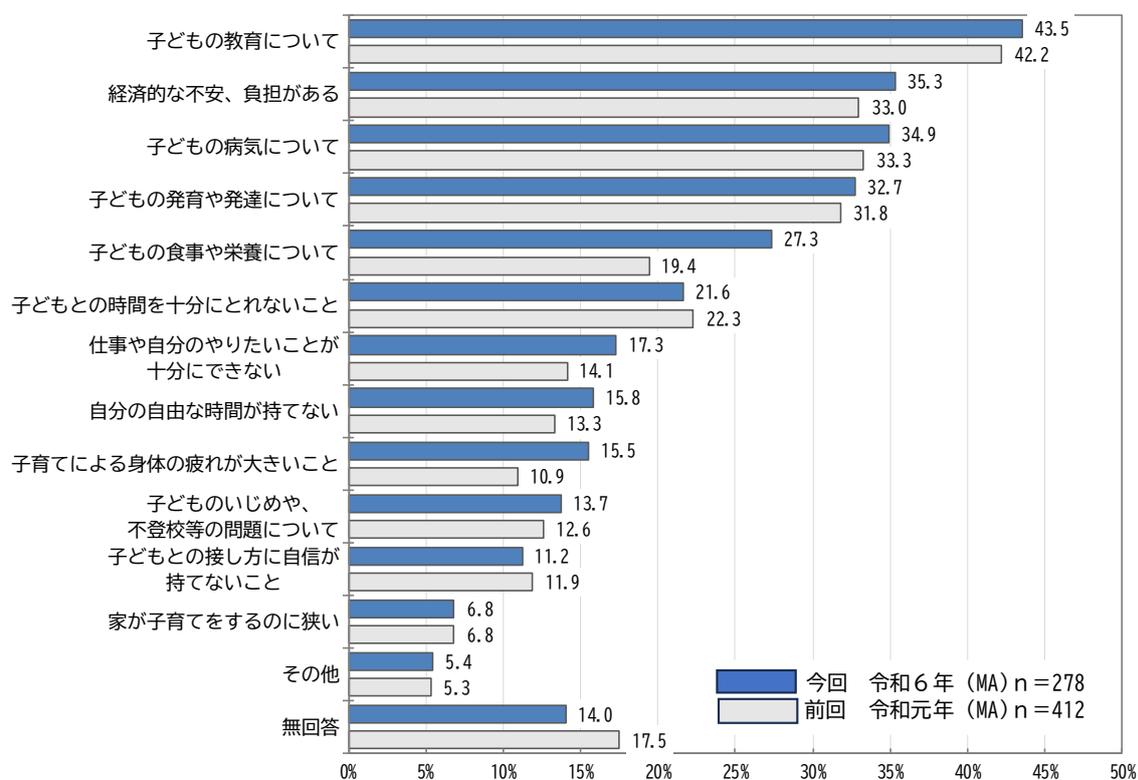


## (11)子育てに関して感じる不安や負担

教育、経済的な不安や負担、子どもの病気、子どもの発育や発達について、比較的多くの方が不安や負担を感じています。第2期計画策定時の調査に比べ、子どもの食事や栄養については7.9ポイント、子育てによる身体の疲れが大きいことは4.6ポイント、増加しています。

子どものいじめや不登校等の問題について悩んでいる、子どもとの接し方に自信が持てないという回答がそれぞれ約1割あり、これらの方々に対する支援策の充実も必要です。

### ■子育てに関して感じる不安や負担



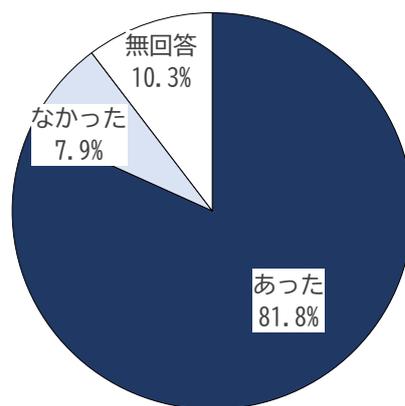
## (12)子どもが保育所・学校等を休む場合の状況

子どもが病気やけがで学校を休んだとき、母親が休んで対応した割合が最も高くなっています。父親が休んだ場合も前回調査より増加しており、親族・知人に預けた割合を上回っています。

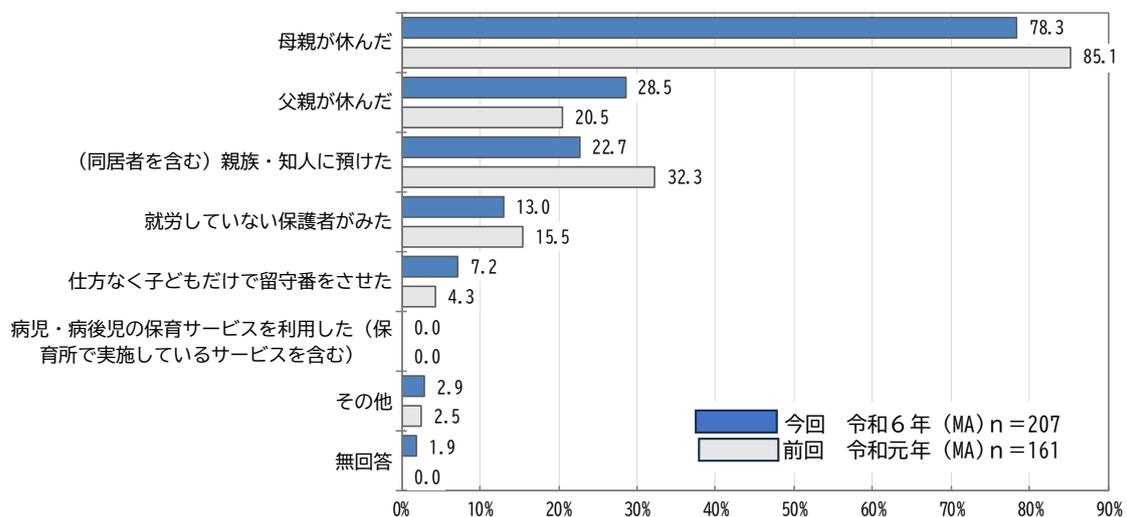
病児の保育サービスを実施していないことも影響して、病児・病後児の保育サービスを利用したという回答はありません。

### ■病気やけがで幼稚園や保育所、または学校を休んだ経験

(SA) n=253



### ■病気やけがで幼稚園や保育所、または学校を休んだときの対処方法

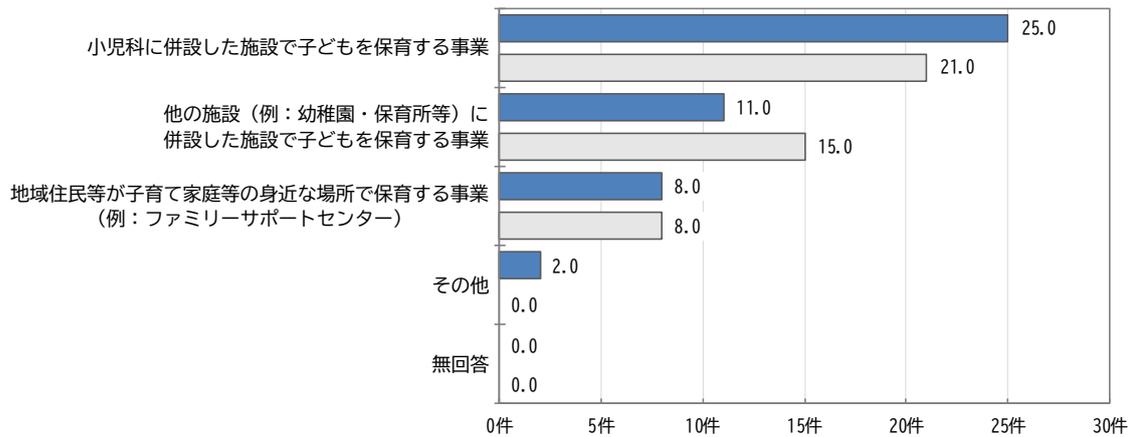


### (13)病児・病後児保育に対する要望

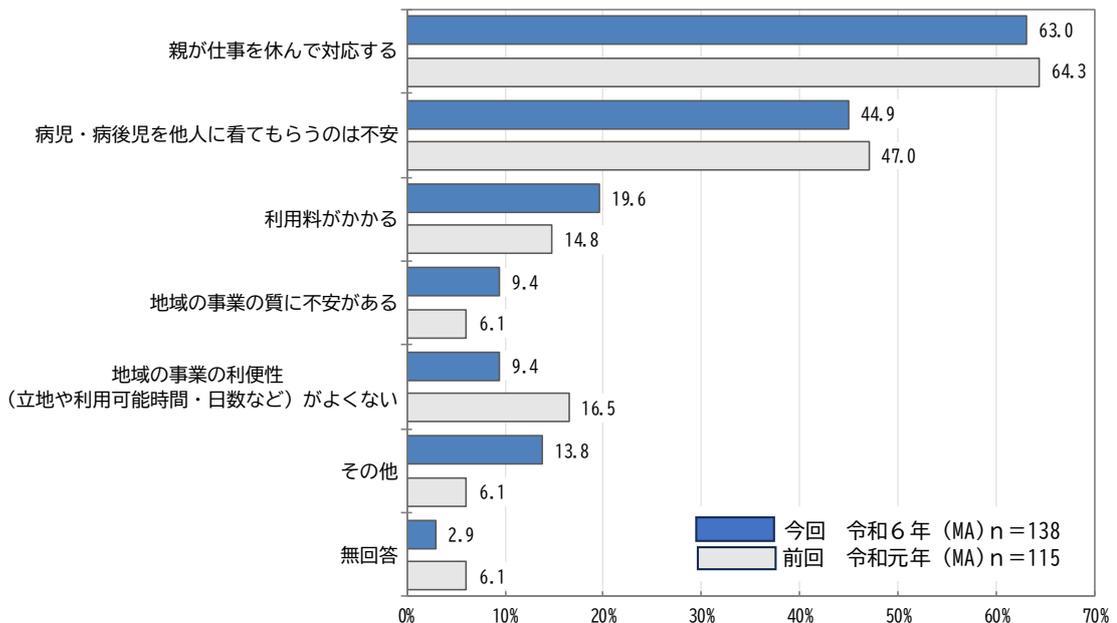
病児・病後児のための保育施設を希望する保護者の中では、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」を希望する割合が特に高くなっており、病児・病後児の対応として、病院としての機能を備えた施設や、いつでも医師に看てもらえる環境が望まれていることが推測されます。

反対に、病児・病後児のための保育施設を希望しない保護者の中では、「親が仕事を休んで対応する」が最も高くなっており、次いで、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が高くなっていきます。

#### ■病児・病後児を預ける場合の、望ましいと思う事業形態



#### ■病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない理由

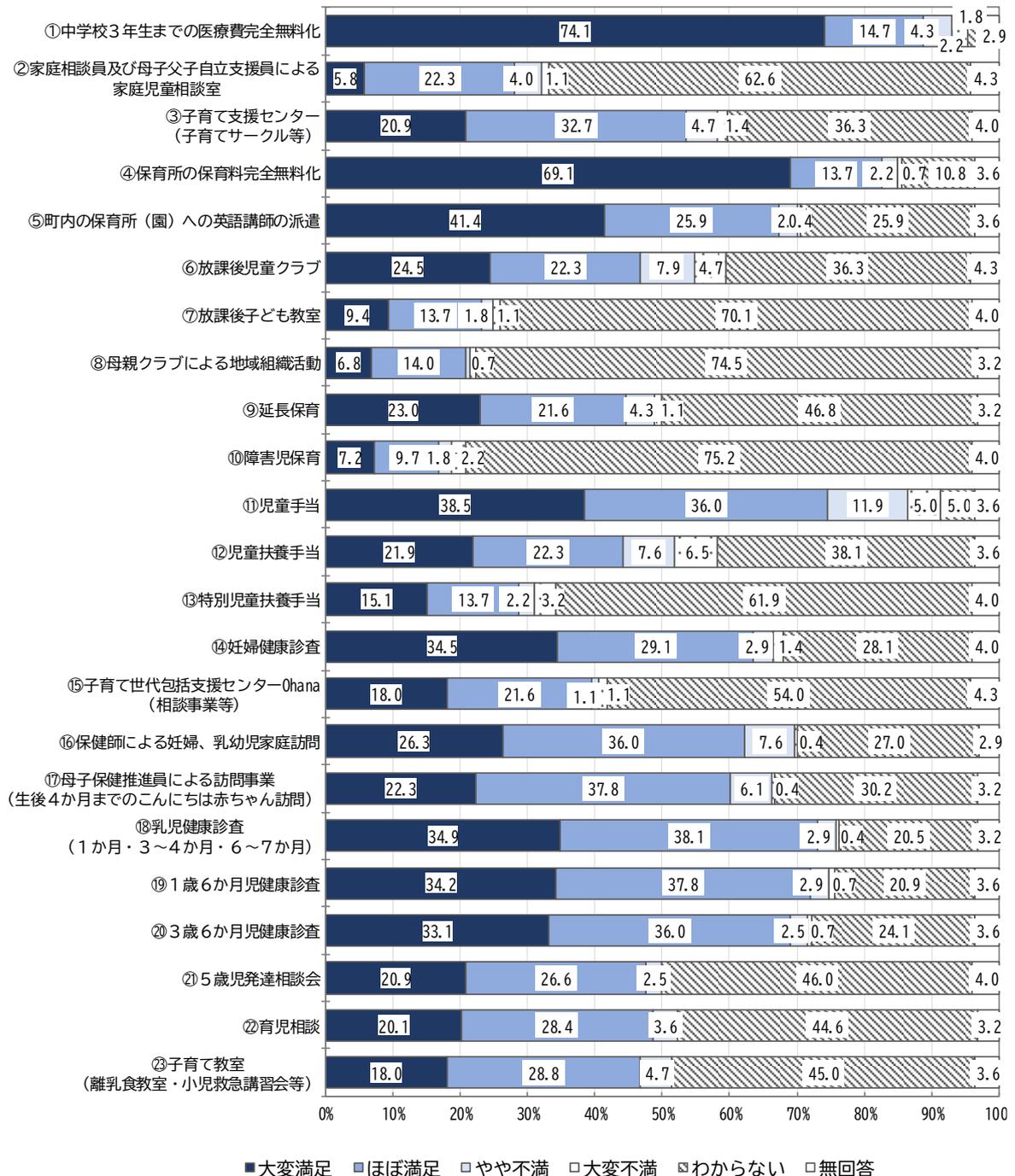


## (14)町の子育て関連事業の満足度

特に満足度が高いのは①・④で、⑤・⑪・⑭・⑯・⑰・⑱・⑳も満足という回答が6割を超えています。不満が高くなっている(1割を超えている)のは⑥・⑪・⑫となっています。⑪については、満足度も高い一方で不満も高くなっています。半数以上がわからないと答えているのは②・⑦・⑧・⑩・⑬・⑮であり、今後、広報活動や啓発活動に注力する必要があります。

### ■町が実施している各子育て関連事業について感じる事

(SA) n=278

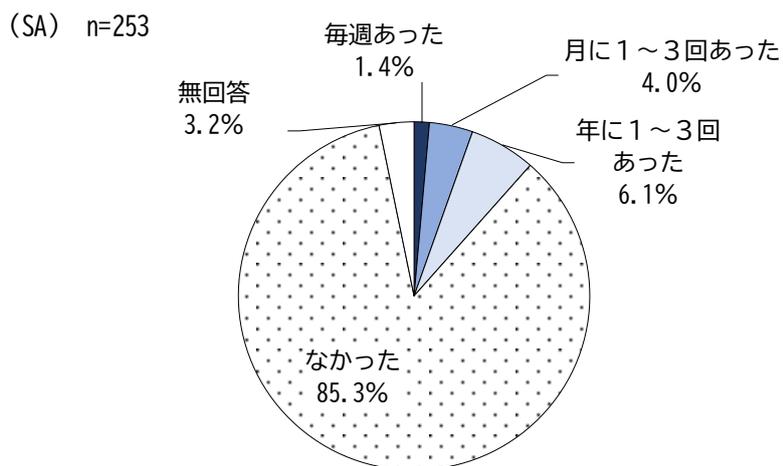


## (15)経済状況について

過去1年間の経済状況について「お金がなくて家族が必要とする食料や衣服が買えないことがあったか」という質問に対し、「なかった」と回答した割合が最も高くなっています。

「毎週あった」、「月に1～3回あった」、「年に1～3回あった」の合計は11.5%となっており、生活困窮家庭等への支援等の充実、子どもの貧困対策を推進していきます。

### ■過去1年間に、お金がなくて家族が必要とする食料や衣服が買えないことがあったか



## 第4節 課題のまとめ（現状に対する今後の方針）

---

### 1. 人口減少・少子化について

周防大島町においても、全国同様人口が減少しており、少子化の傾向がみられます。出生率や合計特殊出生率も山口県の平均を下回っています。離婚率は低いものの、婚姻率も比較的低くなっており、令和2年の未婚率は平成27年に比べて全体的に高くなっています。婚姻率を上げるための施策が引き続き必要です。

### 2. 世帯の状況について

世帯数、平均世帯人数ともに減少しており、令和2年には7,155世帯、平均世帯人数1.91人と、世帯単位での暮らしの支え合いが徐々に心配される状況となってきています。また、6歳未満のいる世帯の割合は全体の2.9%と低くなっています。

### 3. 女性の就労について

令和2年の年齢別の女性の就労率をみると、M字カーブが改善しており、出産後すぐに働く女性が多くなっています。また、全国、山口県と比較しても出産・育児時期の女性の就労率は高くなっています。引き続き、仕事と家事・育児を両立できる柔軟な労働環境づくりが大切です。

また、アンケートによる母親の就労状況をみると、以前は就労していたが現在就労していない方は13.3%となっており、その中で就労したいと考えている方が半数近くを占めています。特にパート・アルバイト等の時間の調整がしやすい就労形態が求められています。

### 4. 保育サービスについて

アンケートでは、保育サービスの選択理由として、近所であることや職員・スタッフの対応の良さが挙げられています。延長保育や一時預かりのサービス充実も重要であり、保育施設の受け入れ体制を強化することが必要です。特に0歳児や1歳児の保育需要が高く、対応策が求められています。

## 5. 放課後児童クラブ・子どもの居場所について

小学生のいる世帯を対象としたアンケート結果では、現状放課後児童クラブを利用しているのは3割程度と家庭内で過ごす子どもが多くなっています。利用しない理由として、半数が保護者や家族が家におり、預ける必要を感じていないことが挙げられますが、一部、子どもが行きたがらないことも挙げられており、詳しい理由の把握や対策、放課後児童クラブの一時的な利用や、開所時間の延長が求められています。

また、子どもが安心して過ごせる場や夏休み期間中に子どもたちが学習できる場が求められており、施設整備などが必要です。

## 6. 子育ての不安や負担について

小中学校の統廃合が進んでおり、教育に対する不安を抱く保護者の割合が最も高くなっています。当事者である小学生・中学生の実情に配慮した施策の展開が必要です。

次いで、子育てに伴う経済的な不安、負担を感じる割合が高くなっています。経済的負担を感じるものは、学習塾や習い事にかかる費用、制服・体操服の購入費が4割程度となっており、経済的負担軽減に向けた対策を講じていくことが求められます。

いじめ・不登校の問題や、子どもとの接し方に自信が持てないという内容についても1割程度の回答があることから、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的なアプローチが求められます。

## 7. 町の子育て関連事業について

中学校3年生までの医療費完全無料化、保育所の保育料完全無料化については8割以上が満足と感じています。健診事業(妊婦健診を除く)についても、7割程度が満足と感じています。一方で、障害児保育、母親クラブによる地域組織活動、放課後子ども教室、家庭児童相談室は「わからない」と回答する割合が高く、子育て支援事業の周知徹底とさらなる充実が求められます。

## 第2章 計画の基本理念と基本目標

### 第1節 計画の基本理念

---

本町では、令和3年3月に「第二次周防大島町総合計画」を策定し、その中における将来像を『人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島～私たちの、たのしい・すみたい・いきたい島』として町の政策を推進しています。

その中の子育てに関する「部門計画」の役割を担う計画として、平成16年度以降「次世代育成支援行動計画(前期・後期)」を、平成27年度からは次世代育成支援行動計画の内容を包含する計画として「子ども・子育て支援事業計画」(第1期)、令和2年度から「子ども・子育て支援事業計画」(第2期)を推進してきました。

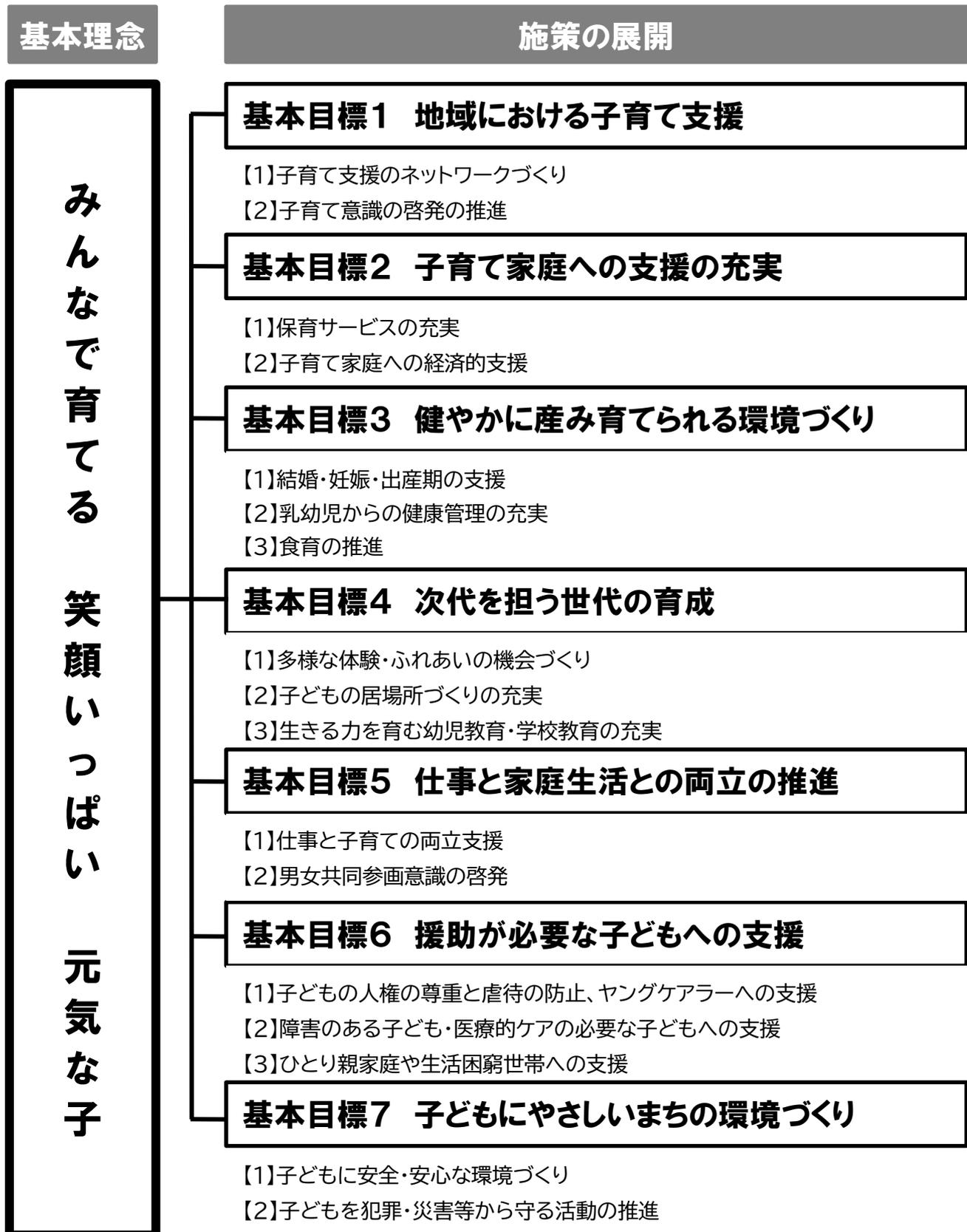
第2期計画では、子どもの健やかな成長を社会全体で支えるため、地域住民みんなが互いに支えあい、助けあいながら支援していくことが重要であると考え、計画の基本的なビジョンとして基本理念『みんなで育てる 笑顔いっぱい 元気な子』を掲げて施策を展開してきました。

本計画においても、子育て支援事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、第2期計画において定めた基本理念を引き継ぐものとして、子育てに関するまちづくり施策の充実を図るとともに、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送れるよう、子どもや子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を社会全体・地域で行い、健康・福祉・教育をはじめとする総合的かつ多面的な支援を推進します。

**みんなで育てる 笑顔いっぱい 元気な子**

## 第2節 施策の体系

本計画における各施策の体系は以下の通りです。



# 第3章 事業量の見込みと確保方策

## 第1節 保育・教育の状況

### 1. 保育所における保育サービス等の状況

#### (1) 保育所の入所状況

保育所入所児童数は減少傾向にあります。

##### ■保育所入所児童数の推移

(単位:人、%)	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	入所児童数	全児童数	年齢別入所率												
0歳児	6	40	15.0	3	36	8.3	14	38	36.8	4	35	11.4	5	41	12.2
1歳児	32	45	71.1	30	40	75.0	29	43	67.4	29	39	74.4	28	36	77.8
2歳児	47	61	77.0	37	46	80.4	40	44	90.9	34	42	81.0	36	40	90.0
3歳児	47	48	97.9	56	60	93.3	46	48	95.8	39	42	92.9	39	43	90.7
4歳児	60	64	93.8	49	50	98.0	58	60	96.7	46	47	97.9	41	43	95.3
5歳児	57	58	98.3	61	66	92.4	47	49	95.9	57	58	98.3	46	47	97.9
合計入所児童数	249			236			234			209			195		
平均入所率	78.8			79.2			83.0			79.5			78.0		

※全児童数は住民基本台帳による年齢別人口。入所率は全児童数に対する入所児童数。

資料:福祉課

#### (2) 延長保育の状況

入所児童数の減少に伴って、延長保育の利用も減少しています。

##### ■延長保育の推移

(単位:人、か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用児童数	2,088	1,041	1,654	1,383
実施個所数	5	4	4	4

資料:福祉課

### (3)一時保育の状況

一時保育の利用者は増減を繰り返しています。

#### ■一時保育の推移

(単位:人、か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用児童数	74	157	74	156
実施個所数	6	6	7	7

資料:福祉課

### (4)障害児保育の状況

障害児保育の利用者は横ばい傾向にあります。

#### ■障害児保育の推移

(単位:人、か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用児童数	5	6	7	6
実施個所数	3	4	4	4

資料:福祉課

## 2. 学校児童の状況

### (1)学校数、児童・生徒数の推移

本町には令和6年度現在で小学校が8校、中学校が2校設置されています。小学校の児童数は年々減少傾向にあります。中学校の生徒数は、横ばい傾向にあります。

#### ■小学校児童数の推移

(単位:人、か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	428	409	395	364	352
学校数	11	10	10	8	8

資料:学校基本調査

#### ■中学校生徒数の推移

(単位:人、か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生徒数	190	201	201	199	193
学校数	5	3	3	2	2

資料:学校基本調査

### (2)放課後児童クラブの状況

本町では8小学校の児童が、6か所での放課後児童クラブを利用することができます。利用数は減少傾向にあります。

#### ■放課後児童クラブの推移

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	215	212	218	205	205
施設数(校)	10	9	9	8	8
施設数(か所)	7	7	7	6	6

資料:福祉課

## 第2節 教育・保育の前提となる考え方

### 1. 教育・保育の提供区域

国においては、量の見込みや確保策を設定するにあたり、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとなっています。本町では町全体を1つの区域として考え、設定しています。

#### ■対象事業

	対象事業
学校 教育 ・ 保育	1号認定(認定こども園及び幼稚園) ※2号認定の教育利用希望者を含む
	2号認定(認定こども園及び保育所)
	3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)
地域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	利用者支援事業
	地域子育て支援拠点事業
	妊婦健康診査
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業等
	子育て短期支援事業(ショートステイ)
	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他
	時間外保育事業(延長保育)
	病児・病後児保育事業
	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)
	実費徴収に係る補足給付を行う事業
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	子育て世帯訪問支援事業【新規】
	児童育成支援拠点事業【新規】
	親子関係形成支援事業【新規】
	妊婦等包括相談支援事業【新規】
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	
産後ケア事業【新規】	

## 2. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は“①市町村の確認を受けた施設”を“②市町村の認定を受けた子ども”が利用した際に要する費用を給付するものです。

本町では、子育てのための施設等利用給付にかかる申請について、各利用施設にとりまとめの協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して情報等の共有を行い、適切な取組を進めていきます。

## 第3節 幼児期の学校教育・保育

### 1. 1号認定（認定こども園及び幼稚園）

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	0	0	3	2	3	3	3

確保方策	特定教育・保育施設	-	-	3	2	3	3	3
	特定地域型保育事業	-	-					

対象年齢	3～5歳
確保方策について	■ 近隣市町との連携により確保。令和11年度までに認定こども園も含め確保策を検討
備考	▼ 現在、町に幼稚園はないが、アンケートにより若干の利用希望があり

### 2. 2号認定（教育希望）

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	0	0	5	5	5	5	5

確保方策	特定教育・保育施設	-	-	5	5	5	5	5
	特定地域型保育事業	-	-					

対象年齢	3～5歳
確保方策について	■ 近隣市町との連携により確保
備考	▼ 現在、町に幼稚園はなし

### 3. 2号認定（認定こども園及び保育所）

(単位:人)

		実績値		見込値				
		(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数		151	142	96	92	95	94	94

確保 方策	特定教育・保育施設	－	－	96	92	95	94	94
	特定地域型保育事業	－	－					

対象年齢	3～5歳
確保方策について	■ 現状維持で対応可能、充実に努める

### 4. 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）【0歳】

(単位:人)

		実績値		見込値				
		(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数		14	4	28	28	27	25	24

確保 方策	特定教育・保育施設	－	－	28	28	27	25	24
	特定地域型保育事業	－	－					

対象年齢	0歳
確保方策について	■ アンケートによる利用希望から算出、実績値より増加
備考	▼ アンケートニーズより推計、実績よりも増加すると算出

## 5. 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）【1歳】

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	29	29	32	26	25	25	25

確保方策	特定教育・保育施設	－	－	32	26	25	25	25
	特定地域型保育事業	－	－					

対象年齢	1歳
確保方策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ アンケートによる利用希望から算出、実績値より増加</li> <li>■ 現状維持で対応可能、充実に努める</li> </ul>

## 6. 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）【2歳】

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	40	34	31	39	31	31	30

確保方策	特定教育・保育施設	－	－	31	39	31	31	30
	特定地域型保育事業	－	－					

対象年齢	2歳
確保方策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ アンケートによる利用希望から算出、実績値より増加</li> <li>■ 現状維持で対応可能、充実に努める</li> </ul>

## 第4節 地域子ども・子育て支援事業

### 1. 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	16か所	16か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	—	—	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策について	■ 現状維持で対応可能、充実に努める						
備考	▼ 子育て支援センター及びこども家庭センターにて実施						

### 2. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

(単位:人回)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	182	258	190	192	174	167	161
確保方策	—	—	190	192	174	167	161
対象年齢	0～5歳						
確保方策について	■ 現状の3か所に対応可能であり、地域的な配置の見直しを検討しながら、充実に努める						
備考	▼ 数値は月間平均利用数 ▼ 無償化の影響を考慮して、実績よりも減少すると推計						

### 3. 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安全・安心な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。

(単位:人回)

		実績値		見込値				
		(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	対象人数(人)	35	41	34	33	32	30	29
	健診回数(回)	14	14	14	14	14	14	14
	実施数(人回)	465	439	476	462	448	420	406

確保方策	—	—	476	462	448	420	406
------	---	---	-----	-----	-----	-----	-----

確保方策について	■ 必要数に対応可能
備考	▼ 対象人数は0歳児の人数、健診回数は推奨する回数、実施数は実績数であり、対象人数×健診回数=実施数とはならない ▼ 見込値は実績値から人口推計を基に算出

### 4. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位:人)

		実績値		見込値				
		(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数		33	38	34	33	32	30	29

確保方策	—	—	34	33	32	30	29
------	---	---	----	----	----	----	----

確保方策について	■ 必要数に対応可能
備考	▼ 実績値は0歳児の人数 ▼ 見込値は0歳児の推計人数

## 5. 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	—	—	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策について	■ 必要数に応じ対応可能、充実に努める						
備考	▼ 家庭児童相談室(母子・父子自立支援員含む)にて実施						

## 6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	0	0	1	1	1	1	1
確保方策	—	—	1	1	1	1	1
対象年齢	0~18歳						
確保方策について	■ 近隣市町との連携により対応を検討する						
備考	▼ 要望に応じて利用可能						

## 7. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	-	-	5	5	5	4	4

確保方策	-	-	-	-	-	-	4
------	---	---	---	---	---	---	---

対象	0～5歳、1～6年生
確保方策について	■ 近隣市町との連携により R11年以降の実施を目指す
備考	▼ 現状ファミリーサポートセンターの実施はなし

## 8. 一時預かり事業

### (1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	—	—	0	0	0	0	0
確保方策	—	—	ニーズの発生に応じて対応				
対象年齢	3～5歳						
確保方策について	■ 町に幼稚園がなく、現状のニーズもないが、ニーズの発生に応じて対応を検討する						
備考	▼ 現在、町に幼稚園はなし						

### (2) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

特定教育保育施設の一時的預かり事業は、施設を利用していない乳幼児の預かりを行います。

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	74	156	687	676	656	642	631
確保方策	—	—	687	676	656	642	631
対象年齢	0～5歳						
確保方策について	■ 現状維持で対応可能、充実に努める						
備考	▼ 実績値は年間延べ回数						

## 9. 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日または利用時間以外の日または時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	77	70	50	50	48	47	46
確保方策	-	-	50	50	48	47	46
対象年齢	0～5歳						
確保方策について	■ 現状維持で対応可能、充実に努める						

## 10. 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	-	-	96	95	92	90	88
確保方策	-	-	近隣自治体との連携のもと必要数を確保				
対象年齢	0～5歳						
確保方策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現在、事業を実施できる施設がないため、本町では行っていない</li> <li>■ 近隣自治体との連携を進める</li> <li>■ 病院等への働きかけを進める</li> </ul>						

## 11. 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### (1)低学年

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	138	115	104	102	90	85	81

確保方策	—	—	104	102	90	85	81
------	---	---	-----	-----	----	----	----

対象	小学校低学年						
確保方策について	■ 現状維持で対応可能、充実に努める						

### (2)高学年

(単位:人)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	80	72	67	61	62	55	53

確保方策	—	—	67	61	62	55	53
------	---	---	----	----	----	----	----

対象	小学校高学年						
確保方策について	■ 現状維持で対応可能、充実に努める						

## 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町では、現在実施していません。ただし、保育所に通う児童の副食費の実費徴収については、国基準額を上限に助成しています。

## 13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

現在の保育施設で必要な定員を確保できていることから本町では実施していません。今後、必要に応じて検討します。

## 14. 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	－	－	72	69	67	64	61

確保方策	－	－	72	69	67	64	61
------	---	---	----	----	----	----	----

確保方策について	■ 必要数に対応可能						
----------	------------	--	--	--	--	--	--

## 15. 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図ることを目的とする事業です。

本町では実施していません。今後、必要に応じて検討します。

## 16. 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本町では実施していません。今後、必要に応じて検討します。

## 17. 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

(単位:回)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	-	-	91	88	84	80	77

確保方策	-	-	91	88	84	80	77
------	---	---	----	----	----	----	----

確保方策について	■ 必要数に対応可能、面談等を通して必要な支援につなげる						
----------	------------------------------	--	--	--	--	--	--

## 18. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に入所していない満3歳未満の未就園児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により、乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	-	-	-	3	3	3	3

確保方策	-	-	-	3	3	3	3
------	---	---	---	---	---	---	---

対象年齢	0～2歳						
確保方策について	■ 本町では、町内保育所の施設状況や人員配置等を考慮し、令和8年度から実施予定						

## 19. 産後ケア事業

産後1年未満の母子を対象に、利用可能な産科医療機関や自宅において、専門スタッフが心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする事業です。

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	(R4)	(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
必要数	－	－	16	16	15	14	14

確保方策	－	－	16	16	15	14	14
------	---	---	----	----	----	----	----

確保方策について	■ 必要数に対応可能、事業の拡充や利用者の負担軽減に努める						
----------	-------------------------------	--	--	--	--	--	--

## 第4章 重点プロジェクト

### 【1】教育・保育サービスの充実

---

近年、各家庭における生活スタイルの多様化が進み、それに伴い教育・保育サービスにも多様なニーズや課題への対応が求められています。

教育においては、小学校就学に向けた切れ目のない連携や質の向上が必要です。一方、保育においては、誰もが安全・安心して子育てできる体制の整備が不可欠です。

これらを実現するためには、各施設や関係者が互いの強みを活かし、連携しながら制度や運営の在り方を検討することが重要です。そして、その取組が子どもたちや保護者にとって、より充実した子育て環境につながるよう推進していきます。

#### ■ 施策との連携

『第3章 事業量の見込みと確保方策』において、教育・保育サービスの充実及び地域子ども・子育て支援事業の充実を記載しています。

### 【2】相談支援体制の充実

---

多様な家庭の生活スタイルに伴い、子育て家庭が抱える悩みや課題も一層多様化しています。子育てに対する不安や負担を感じている家庭は少なくなく、それぞれの状況に応じたきめ細やかな相談支援や対応が求められています。

そのため、個々の家庭や子育ての状況に合わせた相談支援体制の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

#### ■ 施策との連携

『第5章 施策の展開』における“基本目標1 地域における子育て支援” 【1】子育て支援のネットワークづくり で、町として関係機関と連携を取りながら、相談・対応に関する質の向上や体制づくりのための施策を展開します。

### 【3】サービスや制度の周知・啓発の徹底

---

本町では、これまで第2期計画に基づき、さまざまな子育て支援施策やサービス、制度を展開してきました。しかし、その内容が保護者に十分に認知されているとは言えず、周知方法にも改善の余地があります。

今後は、既存のサービスの効果的な活用と新たな施策の浸透を図るため、広報活動や啓発活動を一層強化し、すべての子育て家庭が必要な情報を確実に得られるよう取り組みます。

#### ■ 施策との連携

『第5章 施策の展開』における“基本目標1 地域における子育て支援” 【2】子育て意識の啓発の推進 で、様々な取組による多角的な周知を推進し、サービスや制度の啓発を図ります。

### 【4】結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援の推進

---

本町では男性の積極的な育児休業の取得を促進し、家庭における育児の負担軽減と次世代育成を支援します。

また、多様な働き方の推進や子育て支援サービスの充実は、母親の就労継続や再就職を後押しする重要な要素です。

こうした取組を進めるために、産業、教育、保健福祉などの関係機関が連携し、結婚・妊娠・出産・育児期にわたる切れ目のない支援体制を構築・充実させていきます。

#### ■ 施策との連携

『第5章 施策の展開』における“基本目標3 健やかに産み育てられる環境づくり” 【1】結婚・妊娠・出産期の支援 での施策を中心に、様々な施策と連携しながら取組を推進します。

## 【5】周防大島町の特徴を活かした教育の推進

---

社会経済の国際化・グローバル化が進む現代において、一人ひとりが自己を理解し、郷土に誇りを持つことは、豊かな人生を築くための重要な基盤となります。

特に本町は島しょ部特有の豊かな自然環境と独自の文化が融合する風土を有しており、これは大きな教育資源です。

子どもたちが本町に誇りと愛着を持ちながら成長し、その後の定住につながるよう、地域の特徴を活かした教育活動を充実させ、子どもと地域住民がともに学ぶ機会を積極的に創出・推進します。

### ■ 施策との連携

『第5章 施策の展開』における“基本目標4 次代を担う世代の育成” 【1】多様な体験・ふれあいの機会づくり 及び 【3】生きる力を育む学校教育の充実 で、周防大島町独自の子育て支援施策を展開し、教育にも活かしていきます。

## 【6】ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

---

「次世代育成支援対策推進法」の延長に伴い、事業所等における一般事業主行動計画の策定および実施が、これまで以上に求められています。本町では、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られた、働きやすく、子育てしやすいまちを目指し、制度の普及・啓発活動に積極的に取り組みます。

### ■ 施策との連携

『第5章 施策の展開』における“基本目標5 仕事と家庭生活との両立の推進” 【1】仕事と子育ての両立支援で、男女がともに仕事と子育てを両立した生活が送れるよう施策を記載しています。

## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 地域における子育て支援

#### 【1】子育て支援のネットワークづくり

##### 現状と課題

本町ではこれまで、「島の子どもたちを島全体で守り、育てる」という観点から、家庭・地域の連携を深め、すべての人が協力して子育てを支援する体制づくりを推進してきました。島しょ部特有の地域住民同士の強いつながりという特性がある一方で、核家族化や近所づきあいの希薄化も進行しており、地域全体で子育てを支えるためには、お互いの顔が見える関係づくりが必要です。

地域における子育ての連携・協働の拠点として町内3か所に設置している「子育て支援センター」では、相談・講習会・子育てサークル等の事業を行っており、利用者数が伸びています。また、センターがない東和地区へはセンター職員が出張し、遊びの場の提供や講習会、相談業務を行っています。アンケート調査においては「子育て支援センター」を知っている割合は9割以上となっており、今後はより利用しやすい仕組みづくりが期待されています。

家庭児童相談員や母子・父子自立支援員が相談対応を行う「家庭児童相談室」では、相談を待つだけでなく、不登校児童や特定妊婦・乳児の子育てに対し家庭訪問をし、支援を行うほか、保育所・子育て支援センター・小中学校に訪問して情報の収集と共有に努め、個々に応じた対応を行っていますが、アンケートでは「家庭児童相談室」を知らない割合が6割近くと認知度が低いことや、対応の方向性を見出すことが困難なケースもみられることが課題となっています。

##### 今後の方向性

- ◆ こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し相談支援を行い、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応します。
- ◆ 子育て支援センターを地域におけるコミュニケーションの拠点として、その機能を充実させるとともに、地域住民による自主的な活動を支援し、顔の見える地域ネットワークの形成を促進します。また、支援センターの利用機会が少ない地区においては、利用促進を図ります。
- ◆ 地域における子育て支援に関する情報やサークル活動、団体活動等の情報を集約し、広報活動を強化するとともに、子連れでも気軽に集える場や機会の提供を充実させます。併せて、保護者の子育てに対する意識の向上(親育て)を図るとともに、保護者を支える体制の整備に努めます。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■こども家庭センター</b> 母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し相談支援を行い、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応します。</p>	福祉課
<p><b>■子育て支援センター</b> 地域に対するセンターの配置等を適切に見直していくとともに、子育て中の親子が交流し、育児の悩みを解消したりするための出会いの場、遊びの場、学びの場などを提供し、悩みや相談をはじめ、子育てサークルへの協力など、子育て家庭への育児支援を総合的に行います。 広報やホームページ、SNS等を利用して、事業の利用を促進します。</p>	福祉課
<p><b>■母親クラブ活動補助事業</b> 母親が参加する地域組織活動を支援します。</p>	福祉課
<p><b>■相談体制強化事業</b> 多様な子育て家庭が抱える様々な子育てに関する不安や負担について、保護者等が気軽に相談できるよう、相談窓口や相談サービスの周知を図ります。家庭児童相談室やこども家庭センター、子育て支援センター、教育委員会、学校等の関係機関との連携を強化し、保護者等が必要な情報をワンストップサービスで提供できるようにするとともに、相談・助言等を行う職員等の質の向上にも努めます。 保育所や子育て支援センター、こども家庭センターなどの身近な場所での相談受付や情報提供が可能となるよう、関係機関との連絡調整による相談体制の総合的な強化・構築を進めます。</p>	福祉課

## 【2】子育て意識の啓発の推進

### 現状と課題

子育て支援は、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭や地域社会において子育ての意義や重要性に対する理解を深めることが重要です。また、保護者が子育ての過程で喜びや成長を実感できる環境を整えるためには、社会全体が一体となって支援に取り組むことが求められます。

本町では、子育て意識の高揚に向けて、保育所・医療機関・子育てに関する事業を掲載した子育てブックを製作し、保育所・子育て支援センター等を通じて各家庭へ配布するほか、ホームページや広報に保育所・医療機関・子育てに関する事業について掲載しています。また、子育て支援センターだよりを毎月発行し、母子健康推進員が子育て支援センターを利用していない家庭へ配布することで、子育て支援センター事業への参加者の増加につながっています。令和元年からは、ケーブルテレビ周防大島チャンネルにて子育て情報番組「しまっこつうしんすくすくおおしま」を放送し、人気番組として定着しています。

また、子育てに関する講習会を開催することで、子育てに関する保護者等の意識啓発を行うとともに、子育てに関する知識の習得を図っています。

一方で、アンケート調査によると多くの保護者が子どもの教育や病気について不安や負担を感じているほか、町の実施する各種子育てサービスについても知らないとする回答が半数を超えるサービスも複数あり、より効果的な情報提供の仕組みを構築し、サービスの認知度向上を図ることが求められています。

### 今後の方向性

- ◆ 子育てブックやホームページの内容を一層充実させるとともに、各種事業や行事、広報活動を通じて子育てに関する情報提供の充実を図ります。さらに、保護者が楽しく子育てを実践できるよう、学習機会の充実にも努めます。
- ◆ 子どもがいる生活の心の豊かさや、子どもとのふれあいの楽しさなど「子育ては楽しい」ということを積極的にPRします。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■子育て情報ホームページの充実</b> 町の子育てに関する施設情報、サービス情報等をいつでも簡単に発信、取得でき、保護者同士の情報交換が可能となるように、子育て情報に関するホームページを充実させ、ホームページ自体の周知・啓発に努めます。</p>	福祉課
<p><b>■子育てブックの内容の充実と普及</b> 町の子育てに関する情報を1冊に集約した子育てブックを新規作成・随時更新し、内容の充実を図り、配布します。</p>	福祉課
<p><b>■ケーブルテレビを活用した情報発信</b> ケーブルテレビ周防大島チャンネルを活用し、子育て情報の定期的な発信やサービス利用等の啓発を行います。 子育て支援に関する番組内容を充実させ、ケーブルテレビ周防大島チャンネルの加入促進を図ります。</p>	政策企画課 福祉課
<p><b>■子育て支援広報強化事業</b> 仕事と子育ての両立を実現するための住民の理解や各種支援事業、育児休業制度など、子育てに関する理解や意識を向上する広報活動を充実します。</p>	福祉課
<p><b>■子育て講演会等開催事業</b> 子育てに関する知識や楽しさを広く普及啓発するとともに、子育て支援センターでリトミックやストレッチヨガ、ファーストサイン等講師による講習会を行います。</p>	福祉課
<p><b>■家庭教育講座開催事業</b> 保護者を対象とした子育てや教育、子どもの心と体の健康や親の役割、子どもの権利などについての講習を行います。必要に合わせて、就学時健診時や一日入学(仮入学)の機会に、周防大島町家庭教育支援チームによる子育てサロン(講話や情報交換会)、校長や学校関係者から子育てについての講話を行います。また、周防大島町家庭教育支援チームによる親子参加型行事や相談対応も実施しています。</p>	教育委員会 社会教育課
<p><b>■母子手帳アプリ「すくすく Ohana」による情報配信</b> 妊娠、出産、子育てをサポートする母子手帳アプリです。子どもの成長の記録や予防接種のスケジュール管理ができる等、町の子育て情報を配信します。</p>	福祉課

## 基本目標 2 子育て家庭への支援の充実

### 【1】保育サービスの充実

#### 現状と課題

本町の保育所では、質の高い保育を目指して、保育内容の充実に努めてきましたが、一方で、核家族化・小家族化や共働き世帯の増加に伴い、子育て支援のニーズはますます多様化しています。

「障害児保育」に関しては、障害のある児童の受入のために要した人件費の一部を補助する障害児受入支援事業を実施し、保育所への障害児の受入を促進しています。今後も、受入にあたり、障害特性の理解・共有化を図るための研修等を拡充する必要があります。

また、国際化の進展を背景に、海外から帰国した幼児や外国人幼児、国際結婚家庭の幼児など、外国にルーツのある幼児は全国的に増加傾向が見られており、本町においても該当する幼児が円滑に教育・保育を受けられるよう、保護者や保育施設等に対し必要な支援を行う必要があります。

保育所の状況としては、全国的な傾向同様に、本町においても保育士の確保が心配される状況があります。

なお、本町には幼稚園がないため、アンケートでは幼稚園の設置や幼児教育の充実を求める声が複数寄せられています。国は幼児教育に関し、教育・保育に関する専門性を有している指導主事や幼児教育アドバイザーの配置・確保に努めることを市町村に求めており、本町では必要に応じて県から保育所へ幼児教育アドバイザーを派遣し、指導、助言および各種相談業務を行っています。

#### 今後の方向性

- ◆ 本計画第3章「事業量の見込みと確保方策」に基づき、引き続き認可保育所等における保育事業の充実とともに、障害児保育などを中心として、就労形態の多様化や保護者の就労意向の増加等による保育ニーズにきめ細かく対応し、保育人材の確保及び保育所職員が研修に参加しやすい環境を整備するための支援についても拡充していきます。
- ◆ 県や近隣市町と連携し、幼児教育の体制整備に努めます。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■障害児受入支援事業</b>            障害のある児童の受入を促進するため、障害児受入支援事業を実施し、保育所における障害児受入に要した人件費の一部を補助します。また、健常児とともに保育を行うことで、児童の成長を促進し、共に育つ環境の整備に取り組めます。            今後も障害児の受入に向けた支援の充実に努めます。</p>	福祉課
<p><b>■多様な背景の子育て家庭への配慮</b>            外国にルーツを持つ幼児を育てる家庭など、多様な子育て家庭に対し、必要な保育サービスを適切に提供するため、多言語での案内文作成や手続き時の通訳支援など、各家庭の状況に応じた支援体制の整備を図ります。また、文化的背景や生活習慣の違いに配慮しながら、保育所や地域の支援機関との連携を強化し、円滑にサービスを利用できる環境の構築に努めます。</p>	福祉課
<p><b>■保育人材の確保</b>            保育に携わる人材確保のため、国の行う働きやすい環境づくり、業務負担、就労支援等の諸施策について事業所に向け周知します。</p>	福祉課
<p><b>■幼児教育アドバイザーの配置</b>            本町全体の幼児教育・保育の質の向上を図るため、必要に応じて県から保育所へ幼児教育アドバイザーを派遣し、指導、助言および各種相談業務を行っています。</p>	福祉課 教育委員会 学校教育課

## 【2】子育て家庭への経済的支援

### 現状と課題

アンケート調査では、第2期計画策定時に比べ、「経済的な不安、負担がある」と回答した割合が35.3%と微増しており、依然として経済的負担感が課題として残っています。町が実施している各種子育て関連事業において、「中学校3年生までの医療費完全無料化」や「町内保育所の保育料完全無料化」、その他各種手当など、経済的支援に関するものの満足度は比較的高くなっており、経済的負担感の軽減を実感できる支援が望まれていることがわかります。また、令和5年度から学校給食無償化事業等もはじまり、子育て家庭に対する更なる経済的支援も行っています。

「乳幼児医療費助成制度」は、県の助成制度により、父母の所得が所得制限を超えない0歳児から就学前の児童が対象です。また、町独自の一部負担金助成と併用することで、医療費自己負担分を全額助成しています。

「ちびっ子医療費助成制度」「中学生医療費助成制度」及び、令和6年10月から「高校生等医療費助成制度」を創設し、町の単独制度で、県制度で非該当になった未就学児と、小学生から高校生等までの児童が対象になり、幅広く利用されています。しかし、「乳幼児医療費助成制度」、「ちびっ子医療費助成制度」、「中学生医療費助成制度」、「高校生等医療費助成制度」は更新申請の遅れにより受給できない期間が生じるケースが多く見受けられ、円滑な更新手続きの実現が望まれます。

「保育料支援事業」に関しては、令和元年10月から、国の施策として3歳児からの無償化が実施され、令和6年9月からは県の第2子以降保育料無償化事業も開始されました。町の単独制度として、これらの無償化対象外となる子どもに対して、町内の保育所を利用する町在住の3歳未満児の保育料も無償としています。また、保育所での実費徴収となった3歳以上児の副食費も町が負担しています。

「奨学金貸付事業」は、高等学校の授業料無償化等により貸与希望者が減少しており、希望状況をみながら制度の在り方を検討していく必要があります。

### 今後の方向性

- ◆ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各種手当や支援制度の周知を徹底し、対象者が適切に利用できるよう促進します。
- ◆ さらなる充実に向けて、引き続き現状の助成制度についての分析・検討を行います。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■児童手当</b> 児童(0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいいます)がいる家庭を対象に、手当を支給します。 各窓口において案内を強化し、制度周知や申請勧奨の充実を図ります。</p>	福祉課
<p><b>■児童扶養手当</b> 父母が婚姻を解消した、父又は母が死亡したなどの児童を監護または養育している保護者に手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を強化していきます。</p>	福祉課
<p><b>■妊婦支援給付事業</b> 妊婦とその配偶者に対して保健師による面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業と組み合わせながら、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。</p>	福祉課
<p><b>■乳幼児医療費助成制度</b> 0歳児から就学前の児童が医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、医療費自己負担分について全額助成します(入院時の食事代を除く)。</p>	福祉課
<p><b>■ちびっ子医療費助成制度</b> 小学校1年生から小学校6年生までの児童が医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、医療費自己負担分について全額助成します(入院時の食事代を除く)。</p>	福祉課
<p><b>■中学生医療費助成制度</b> 中学校1年生から中学校3年生までの生徒が医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、医療費自己負担分について全額助成します(入院時の食事代を除く)。</p>	福祉課
<p><b>■高校生等医療費助成制度</b> 高校生年代の方が医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、医療費自己負担分について全額助成します(入院時の食事代を除く)。</p>	福祉課
<p><b>■保育料支援事業</b> 山口県内に居住する第2子以降の児童が保育所に入所する場合、保育料を無償とします。 全ての3歳児以上児及び町内の保育所を利用する町在住の3歳未満児の保育料を無償とします。 町内の保育所を利用する町在住の3歳以上児の副食費を無償とします。</p>	福祉課
<p><b>■就学援助</b> 経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者へ、国の基準単価に基づき学用品費等を補助します。 全児童生徒の保護者へ制度に関するお知らせを配布し周知を図ります。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■離島地域通園料助成事業</b> 本土の児童に比べて通園が大変な、浮島等離島地域の保育所通園に係る渡船費用等の助成を行います。</p>	福祉課

施策の概要	担当課
<p>■遠距離通学費補助事業  浮島から町内中学校に通学する生徒に対して、町営渡船の定期券を交付します。</p>	<p>教育委員会  学校教育課</p>
<p>■奨学金貸付事業  向学心に富み、有能な素質を持つ生徒で、経済的な理由で就学が困難な場合に奨学金の貸付を行います。</p>	<p>教育委員会  総務課</p>
<p>■離島高校生就学支援費補助事業  県内高等学校等の第3学年まで在学する離島の生徒に対して、交通費(渡船費用)や住居費の助成を行い、離島住民世帯の負担を軽減していきます。</p>	<p>政策企画課</p>

## 基本目標3 健やかに産み育てられる環境づくり

### 【1】結婚・妊娠・出産期の支援

#### 現状と課題

全国的な少子化の原因として、未婚化や晩婚化の進行が指摘されています。本町の婚姻率は県平均よりも低く、減少傾向が続いています。こうした状況を受け、本町では住民の結婚、妊娠、出産に対する希望を実現するため、切れ目のない支援の一環として、移住・定住支援や婚活イベントの開催など、ライフステージに応じた事業を展開しています。

また、安全で快適な妊娠・出産のためには、家庭や地域、職場などのあたたかい配慮が必要であるとともに、妊娠・出産期の健康づくりなどに対する支援が必要です。

本町では、母親の妊娠や育児に対する悩みを軽減するための相談機能の充実や妊婦健康診査等において妊娠期の健康づくりを図っています。

また、令和7年4月にはこども家庭センターを開設し、関係機関と連携しながら母子保健機能の充実を図ります。安全・安心な妊娠期を送るためには、確実な健診受診や要指導者への対応等、個々に合わせた保健指導が重要となり、「妊婦健康診査」の結果により、受診状況等の確認を行い、未受診者については受診勧奨を行っています。アンケート調査によると、「妊婦健康診査」については満足と感じている人が6割以上と比較的高くなっています。

また、「産婦健康診査」や核家族化の進展等を背景に増加している、産後家族からの支援を十分に受けられず、心身の不調または育児不安がある母親を支援するため、「産後ケア事業」も開始しています。

「不妊治療費助成事業」においては、県の助成以外に町単独の助成を行い、経済的な負担の軽減を図っています。

「母子保健推進員育成事業」に関しては、母子保健事業等に関する知識・情報取得のための研修会への参加や各支部での自主活動が活発で、地域の子育ての相談役として、また行政とのパイプ役として充実した活動が行われています。母子保健推進員による「こんにちは赤ちゃん事業」における乳児のいる全家庭への訪問は、孤立を防ぎ、母親の育児不安の軽減や虐待防止につながっています。

#### 今後の方向性

- ◆ 今後も安心して妊娠・出産ができる環境を整えるため、引き続き安心な出産に向けた支援体制の充実を推進します。併せて、妊婦健康診査の充実や、妊産婦・新生児・乳児を対象とした保健師等による全戸訪問の実施など、妊婦と子どもの健康づくりに向けた取組を積極的に推進します。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■移住・定住促進事業</b>            移住・定住や婚活に関するイベント等をはじめ、ライフステージ毎のニーズに応じたきめ細かい支援を行います。            ①移住PRイベント            ②カップリングパーティー</p>	政策企画課 空家定住対策課
<p><b>■一般不妊治療費助成事業</b>            不妊治療を受けている夫婦に、治療費の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図ります。</p>	福祉課
<p><b>■母子健康手帳の交付</b>            こども家庭センターで母子健康手帳を交付し、対象者全員に母子健康手帳の活用と母子保健事業について説明を行います。</p>	福祉課
<p><b>■妊婦健康診査</b>            妊娠中、医療機関において14回分の一般健康診査(超音波検査を含む)を受けることができます。            健診結果票により妊婦の健康状態を把握するとともに、未受診者には受診勧奨をしており、異常の早期発見と安全・安心な出産を迎えられるように支援するとともに、新しい命を育む家庭の負担を軽減します。</p>	福祉課
<p><b>■多胎妊婦健康診査</b>            多胎妊婦の経済的負担の軽減を図るため、通常の14回分の妊婦健診に加え、さらに5回分の健診費用を助成します。</p>	福祉課
<p><b>■産婦健康診査</b>            産後、委託医療機関において産後2週間頃と産後1か月頃の2回、産婦健康診査を受けることができます。</p>	福祉課
<p><b>■妊産婦・乳幼児訪問指導事業</b>            妊産婦や乳幼児がいる家庭に対して、保健師が随時訪問し、体調や発育・発達の確認を行います。また、新生児・乳児・産婦については全員訪問し、児の発育状況の確認、予防接種の説明、育児相談などの情報提供を行うとともに、産婦の体調を把握し、育児に必要な支援を提供します。</p>	福祉課
<p><b>■産後ケア事業</b>            産後1年未満の母子を対象に、利用可能な産科医療機関や自宅において、専門スタッフが心身のケア、育児サポート(授乳・沐浴・育児相談など)を行うことで、産後の子育てを支援します。            また、対象者が利用しやすい体制を整え、安心してサポートを受けられる環境を提供します。</p>	福祉課
<p><b>■産前・産後サポート事業</b>            月1回開催する育児相談の場において、妊産婦や家族が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安等について、助産師による相談支援を実施します。</p>	福祉課

施策の概要	担当課
<p><b>■母子保健推進員育成事業</b> 母子保健推進員は、子どもたちが健やかに育つように、これから母になる妊婦や子ども、子育て中の家庭を訪問し、子育てなどの相談・助言をするとともに、子育ての輪を広げる催しを開催するなど地域における身近な相談役、行政とのパイプ役として、とても重要な役割を担っています。今後もさらなる育成・支援を行います。</p>	福祉課
<p><b>■こんにちは赤ちゃん事業</b> 保健師の新生児訪問後、生後4か月までの乳児・産婦を母子保健推進員が訪問します。子どもの誕生を祝いながら、母親が今後地域で安心して子育てできるよう母子保健推進員が声かけ・見守りを行います。</p>	福祉課
<p><b>■子育て世帯訪問支援事業</b> 家事、育児等に対して負担・不安を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、訪問支援員を派遣し、食事や洗濯、育児等の支援を行います。</p>	福祉課
<p><b>■妊婦等包括支援事業</b> 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。</p>	福祉課

## 【2】乳幼児からの健康管理の充実

### 現状と課題

母子の健康の保持・増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないことであり、子どもの健やかな成長の基礎となっています。一方で、乳幼児期は疾病にかかりやすく、その疾病は心身の成長・発達に影響を及ぼすこともあります。

「乳児健康診査」は、疾病の早期発見・早期治療のために重要な役割を果たしています。

「1歳6か月児健康診査」「3歳6か月児健康診査」については、年に複数回、集団での健診を実施し、必要に応じて専門医療機関や療育機関へつなぐ体制を整えています。これらの健診では、参加者全員が保健師、管理栄養士による指導や相談を受けられるようにしています。

また、「5歳児発達相談会」では、集団生活に苦手さがある、または就学に不安がある年中児の保護者を対象に、特別支援教育地域コーディネーターや学校教育課職員による子育て・教育相談を開催し、言語聴覚士による言語相談も行っています。また、国が5歳児健康診査の実施を求めていることを受け、本町でも健康診査への移行を検討していきます。

また、「療育支援事業」として、健診や相談等を通じて、発達面やことばについて気になる児と保護者を対象に親子ふれあい教室やことばの教室を実施しています。

「育児相談」は保護者が保健師や管理栄養士に直接相談できる場を設けており、育児不安の軽減や保護者同士の交流の場としても機能しています。

「子育て教室」に関しては、実施後のアンケートにおいて、「とても良かった」「よかった」の声が多く、今後も継続的な開催が期待されています。

「フッ素洗口事業」は、町内保育所・小学校において実施し、むし歯予防に取り組んでいます。

### 今後の方向性

- ◆ 保護者にとって子どもの発育・発達を確認し、育児に関する悩みを相談できる場となるよう、実施方法の改善を検討します。さらに、健診結果を踏まえ、保護者と十分に話し合い、必要に応じて適切な相談機関につなぐことができる健診体制の構築に努めます。
- ◆ 気軽な相談から専門的な相談まで、多様な健康相談に応じます。また、相談の場を単なる支援の場にとどめず、地域の交流の場としても活用し、子育て家庭の支援とつながりの強化を図ります。
- ◆ 家庭と保育所、保健・医療機関などとの関係構築を図り、問題の早期発見に努めます。
- ◆ 健康や子育てに必要な知識、情報を発信し、家庭の育児力の向上を図ります。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■乳児健康診査</b> 生後1か月・3か月・7か月児を対象に医療機関における健康診査を実施します。受診結果票により児の発育発達状況を確認し、未受診者には電話等で受診勧奨を行います。</p>	福祉課
<p><b>■1歳6か月児健康診査</b> 満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児を対象に、問診、身体計測、小児科診察、歯科診察及び歯みがき指導、保健指導・栄養相談・子育て相談などを実施しています。未受診者には電話や訪問等で状況把握をしています。</p>	福祉課
<p><b>■3歳6か月児健康診査</b> 満3歳6か月を超え、満4歳に達しない幼児を対象に、問診、身体計測、小児科診察、歯科診察及び歯みがき指導、保健指導・栄養相談・子育て相談、尿検査、視力・聴力検査などを実施しています。未受診者には電話や訪問等で状況把握をしています。</p>	福祉課
<p><b>■5歳児発達相談会</b> 年度内に5歳になる幼児のうち、保育所等の集団生活に苦手さがある、就学に不安がある幼児をもつ保護者を対象に、特別支援教育地域コーディネーターや学校教育課職員による子育て・教育相談や言語聴覚士による言語相談を設け、就学に向けて、これからどんな準備が必要か、具体的にイメージできるように支援します。また、5歳児発達健診への移行も検討します。</p>	福祉課
<p><b>■新生児聴覚検査</b> 児の聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、すべての新生児を対象に新生児聴覚検査を公費負担で実施しています。</p>	福祉課
<p><b>■療育支援事業</b> 発達上、継続的な見守りやサポートが必要な幼児に対して、必要な医療機関や療育機関につなげるとともに、関係機関と連携をとりながら、親子の成長を支援します。また、親子ふれあい教室やことばの教室の開催、親の会への活動支援を行いながら、地域療育に努めます。</p>	福祉課
<p><b>■育児相談事業</b> 毎月1回3会場で実施します。乳幼児の発育発達、健診・予防接種状況、栄養状態等を把握するとともに、相談等により母親の育児不安軽減を図り、母親同士の交流の場づくりを支援します。</p>	福祉課
<p><b>■子育て教室事業</b> 乳幼児を持つ親や保育士などの関係者を対象に、小児救急や子育てに関する講演会を実施します。講演会では、子どもの急病時の対処法や予防接種等、子育てに関する知識を提供し、安心して子育てができるよう支援します。</p>	福祉課
<p><b>■予防接種事業</b> 予防接種法に基づき、個別で予防接種を行い感染症の予防を図ります。また、新生児訪問時に個別の接種スケジュールを作成し、適切な接種が行えるよう指導します。さらに、育児相談や幼児健診時に接種勧奨を行い、接種率の向上を図るなど、感染症対策に取り組みます。</p>	健康増進課
<p><b>■フッ素洗口事業</b> 町内保育所・小学校と連携をとり、フッ素洗口を実施しむし歯予防に取り組みます。</p>	福祉課 教育委員会 学校教育課

## 【3】食育の推進

### 現状と課題

健康な心身の育成のためには、正しい食生活は非常に大きな役割を果たします。

本町では、令和3年度に策定した「第2期周防大島町健康増進計画(後期計画)」において「ちよび塩でおいしく、運動・活動で元気に！」をスローガンに掲げ、家庭、学校、地域などのあらゆる場所で、ちよび塩(減塩)や食習慣について考える機会をつくり、自らの食生活に関心を持つとともに、食を楽しみ、食に対する理解を深めることを目指した施策を推進しています。

「子どもの食生活改善事業」では、生涯にわたり良い食生活を確立できるよう、食の大切さやちよび塩(減塩)について、育児相談や幼児健診、離乳食教室等で伝える取組を実施しています。

また、学校や母親クラブ、食生活改善推進協議会等と連携し、子どもとその家族に対し、望ましい食習慣の獲得や共食の大切さ、ちよび塩(減塩)について伝える活動を進めています。

「子どもの健全食育事業(学校給食)」では、充実した魅力ある手作り給食を提供し、子どもたちが安全・安心でおいしい給食を楽しめるよう努めています。今後も、栄養バランスに優れた給食の提供を継続し、食を通じた健全な成長を支えていくことが期待されています。

### 今後の方向性

- ◆ 食育推進計画を盛り込んだ「第2期周防大島町健康増進計画」を中心に、関係機関との連携を図りながら、より充実した「食育」を推進し、子どもの健康な心身の育成を目指します。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p>■<b>子どもの食生活改善事業</b> 乳幼児を持つ保護者を対象に管理栄養士による講話や調理実習を行っています。また、学校や地域に管理栄養士が出向き、ちよび塩(減塩)や食の大切さについて講話や調理実習を行い、子どもの頃から正しい食習慣が身につくよう食育の推進に努めます。</p>	<p>健康増進課 福祉課</p>
<p>■<b>子どもの健全食育(保育所給食)事業</b> 各保育所の創意工夫により、食べ物アレルギーのある子どもへ配慮しながら、健康増進や食事の大切さを教えるための保育所給食の充実に努めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>■<b>子どもの健全食育事業(学校給食)</b> 子どもたちの健康づくりと「食」の大切さを学ぶための給食配食と安全な食についての教育を行います。</p>	<p>教育委員会 総務課</p>
<p>■<b>第2期健康増進計画の推進</b> 健康増進計画推進委員会で協議しながら、ライフステージにあった食育を推進します。</p>	<p>健康増進課</p>

## 基本目標 4 次代を担う世代の育成

### 【1】多様な体験・ふれあいの機会づくり

#### 現状と課題

子どもが健やかに成長し、将来の自立に向けて必要な力を身につけるには、家庭や学校だけでなく、地域社会との多様な交流や体験が重要です。地域の支えの中で、子どもたちが自ら考え、行動する力や、豊かな人間性を培うことが期待されています。地域全体で子どもを見守り、育てる意識を広め、親子が地域活動に積極的に関わる機会を増やしていくことが大切です。

「子ども会活動支援事業」については、子どもの減少に伴い、子ども会の加入者も減少傾向にあり、解散を検討する地区子ども会が増えています。海岸清掃、地元の祭りやイベントへの参加等、子どもたちの健全育成に係る経費に対して補助しています。

「世代間交流事業」においては、多くの学校が高齢者との世代間交流に積極的に取り組んでおり、小学校においてはしめ縄作りや地域ぐるみの防災キャンプ、中学校においては着付け教室や地域での奉仕作業を通して高齢者との交流を深めています。

「小・中学校体験学習事業」においては、コミュニティ・スクールの推進により、地域とともにある学校づくりの一環として、商工会等の事業所や学習ボランティアを取り込んだ取組を行っていますが、児童・生徒のニーズにあった幅広い体験学習の実施が課題となっています。

「国際理解教育事業」としては、小学生を対象としたイングリッシュ・デイキャンプや中学生・高校生を対象としたイングリッシュ・キャンプを実施しており、外国人との交流を積極的に図ろうとする児童生徒が増加しています。

「海洋体験学習事業」に関しては、周防大島ならではの様々な体験活動を通して、児童のふれあいを深めたり、主体性を育んだりすることにつながっています。

「青少年育成町民会議事業」では、家族の絆標語の募集を実施し、毎年300点近い応募が寄せられています。これは、子どもたちが家族の結びつきの大切さを考える貴重な機会となっています。しかし、この活動の広がりには限定的であり、さらなる普及・啓発が今後の課題です。

#### 今後の方向性

- ◆ 世代間交流や異文化交流を通して、子どもの豊かな人間性や社会性が育まれるよう取組を推進します。
- ◆ 地域や関係機関と連携し、地域の特色を活かした多様な文化・スポーツ・体験活動を推進することで、子どもたちの豊かな人間性を育むとともに、ふるさとへの愛着と誇りを醸成する取組を推進します。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■保育所地域交流事業</b>            敬老行事や地域行事への参加、小学生等の保育所での受入事業等、地域交流を促進する事業を実施します。</p>	福祉課
<p><b>■子ども会活動支援事業</b>            自然体験や国際交流、ボランティア活動などの、子ども会活動に対する支援を行います。各地区子ども会に補助金を交付し、活動を支援します。</p>	教育委員会 社会教育課
<p><b>■世代間交流事業</b>            保育所や学校等での、高齢者との伝承遊びなどを通じた世代間交流事業の充実を図ります。具体的には、年中行事(どんど焼き)や家庭教育支援チームの親子参加型行事、学校等における地域連携教育等を通じて、三世代交流の推進を図ります。</p>	教育委員会 社会教育課
<p><b>■小・中学校体験学習事業</b>            各校それぞれに、総合的な学習の時間を活用し、地域の特色や人材を活かした取組を行います。            また、中学校ではキャリア教育の一貫として、職場体験学習や起業家体験学習に取り組めます。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■保育所英語講師派遣事業</b>            町内の全保育所に月2回、英語講師を派遣し、幼児期から英語に触れる機会を提供します。英語に対する親しみを育み、楽しさを感じながら学ぶことで、その後の英語学習の基礎を形成します。また、グローバル社会に対応できるコミュニケーション能力を育て、国際感覚豊かな人間形成を目指します。</p>	福祉課
<p><b>■国際理解教育事業</b>            国際感覚を持つ次代の人材を育成するために、イングリッシュ・デイキャンプやイングリッシュ・キャンプの実施支援を通じて、外国人との交流を推進します。また、外国語活動、外国語学科、英語科の授業の充実を図り、外国人との積極的な交流を促進することで、交流に積極的に参加する児童生徒の増加を目指します。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■地域における各種体験事業</b>            小中学校で“宮本常一”に学ぶフィールドワークの学習や、キャリア教育等を通して、地域を見つめ、地域に愛着を持つ子どもの育成を図ります。</p>	教育委員会 社会教育課
<p><b>■海洋体験学習事業</b>            町内小学校6年生児童を対象に大島商船高等専門学校の大島丸を活用し、2泊3日の研修を実施します。</p>	教育委員会 社会教育課
<p><b>■青少年育成町民会議事業</b>            青少年問題に関する町民意識を高めるための様々な活動や健全育成活動を支援します。            家族の絆標語の募集やポスター等の作成を通して、家族の絆・地域の絆の啓発に取り組めます。活動の充実に向けて、関係者の意見を幅広く取り入れながら工夫・改善をします。</p>	教育委員会 社会教育課

## 【2】子どもの居場所づくりの充実

### 現状と課題

近年、テレビゲームやインターネットなどの急速な普及などにより、日常的に家庭内だけで過ごす子どもの増加が目立っています。

アンケート調査によると、小学生が放課後に過ごす場所としては自宅が最も多く、約7割を占めています。次いで、放課後児童クラブ(学童保育)、習い事が続いています。本町では、学校の空き教室等を利用し、「放課後児童クラブ」を町内6か所に設けていますが、障がいのある子ども等、特別な配慮の必要な子どもへの対応も求められています。また、有資格支援員の高齢化による人材不足が懸念される中、学校の統合等に伴って、クラブの開設数や開設場所の適切な見直しが必要です。

「放課後子ども教室」では、地域の大人を中心に学習や体験活動の指導、水泳の指導、自由遊びの見守り等を行っています。児童数の減少もあって子どもの参加者は減少傾向となっています。

「児童館」は、放課後児童クラブの運営に加え、地域における「こどもの居場所」としての機能・役割を十分に発揮し、子どもや保護者に寄り添い、誰もが安全で安心して利用できる場の実現を目指しています。今後も、地域全体で支える体制を充実させることが求められます。

「地域とともにある学校づくり」については、各学校にコミュニティ・ルームを設置し、地域の方々と子どもたちが交流する場を提供しています。コミュニティ・スクールとして地域住民や保護者の意見を取り入れながら教育活動を進めることで、学校への理解と協力も深まっています。

「こども食堂」については、一般的に「子どもが一人でも安心して来られる低額または無料の食堂」と言われています。食事の提供を通じて、さまざまな家庭環境の子どもたちが多様な学びや体験を得られる場となるとともに、地域の見守り機能を果たし、家庭や学校に次ぐ第3の居場所としての役割を担っています。

町内においても、こども食堂を運営する団体があり、地域住民との交流の場として活用されています。子どもだけでなく大人も安心して過ごせる環境づくりを促進し、地域全体で支え合う仕組みを推進していきます。

今後も、地域とともにある学校づくりをさらに推進し、持続可能な仕組みの確立を目指していきます。

### 今後の方向性

- ◆ 放課後児童対策パッケージ2025に基づき、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」が相互に情報共有を行いながら、放課後の子どもの居場所づくりを一体的に推進します。これにより、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごせる環境を整備するとともに、子どもの発育や成長に応じた交流の促進や、多様な体験・活動ができる場の充実に努めます。
- ◆ 学校を通じて、放課後子ども教室への参加の呼びかけや開催の周知に取り組みます。また、多くの学校が学校施設の開放を通して住民との交流を持てるように、よい事例を他校に紹介できるような機会を持つようにします。
- ◆ 地域とともにある学校づくりに向けて、持続可能な仕組みづくりを図ります。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■放課後児童クラブ運営事業</b>            学校の空き教室等を利用し町内6か所で、放課後児童クラブ事業を実施します。また、放課後児童対策パッケージ2025に基づき、放課後子ども教室と連携を深め、計画的に推進します。すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごせる環境を整備し、子どもの発育や成長に応じた交流の促進や、多様な体験・活動ができる場を提供します。</p>	福祉課
<p><b>■放課後等デイサービス</b>            学校通学中の障害児の方に対して、授業の終了後又は休業日に施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。</p>	福祉課
<p><b>■放課後子ども教室</b>            地域のボランティアによる、放課後や休日の児童の安全な居場所として、小学校児童の遊びや体験・学習の場づくりを行います。町内2か所に設置し、大人だけでなく、高校生や中学生など幅広い世代との交流を図ります。            また、放課後児童対策パッケージ2025に基づき、放課後児童クラブと連携を深め、計画的に推進します。</p>	教育委員会 社会教育課
<p><b>■児童館</b>            地域における「こどもの居場所」として、子どもや保護者に寄り添い、誰もが安全・安心して利用できる場所を目指します。また、虐待や貧困、不登校といった福祉的課題に対応するため、ソーシャルワーク機能を含めた機能強化も図ります。</p>	福祉課
<p><b>■ファミリーサポートセンター事業</b>            ファミリーサポートセンターの開設に向け、事業自体の周知や会員確保、利用しやすい設置場所等について検討します。</p>	福祉課
<p><b>■地域とともにある学校づくり</b>            図書館や体育施設などを、一定のルールのもとで学校施設として地域に開放します。保護者や地域住民の参画を得て、社会全体で子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指し、安全に配慮しながら、住民と子どもたちの交流が生まれるような取組を充実させます。また、コミュニティ・スクール制度を活用し、保護者や地域住民の声を反映した学習環境づくりや、雨天時の体育施設の開放など、地域とともに考え、地域に開かれた施設の活用を継続します。</p>	教育委員会 社会教育課 学校教育課
<p><b>■こども食堂等支援事業</b>            子どもと地域住民とが繋がり、子どもも大人も安心して過ごすことができる居場所づくりを支援します。</p>	福祉課

## 【3】生きる力を育む学校教育の充実

### 現状と課題

アンケート調査によると、全体の4割の方が「子どもの教育について」不安や負担を感じています。

本町では少子化を背景に、学校の統合に関する検討が進んでいますが、どのような体制を取する場合においても、すべての子ども達に対し、基礎学力の向上のみならず、自ら考え行動する力を育成し、豊かな人間性を育む心の教育を行っていくことが大切です。

現在の取組としては、まず「特色ある学校づくり事業」として、それぞれの学校が、課題や特色を生かした取組を積極的に行っており、中でもICT教育の充実が今後も期待されています。また、連携型による中高一貫教育に全町を挙げ取り組んでいます。

「心の教育の推進」においては、児童生徒の中には、自己有用感をもって活動に取り組む姿勢に差が見られることが課題となっています。児童生徒が互いに関わり合いながら学びを深められる授業や、他者と協力して主体的に取り組む体験活動を取り入れ、自己有用感を育む機会を増やしていきます。

「中・高校生ボランティア体験学習」については、全中学校でボランティア活動を年間指導計画に位置付け、学区内の関係機関と連携した取組を行っています。

「学校図書充実事業」については、学校図書館用図書の蔵書充実と読書活動推進員の配置による読書活動の充実を図るとともに、学校図書館図書標準の充足を目指します。

「教育推進団体補助事業」については、毎年決まった団体に継続して交付するケースが多く、負担金・補助金が目的に沿って十分活用されているか注視する必要があります。

「情報教育事業」としては、校内LANの整備が完了し、全児童生徒に一人一台の端末を配備しました。学習用端末としての活用を促進しています。また、情報モラルに関する学習の充実にも力を入れ、児童生徒が適切にICTを活用できる環境を整備していきます。

「学校支援地域本部事業」としては、各学校において特色ある学校支援活動が実施され、地域全体で子どもを育てようとする機運が高まっていますが、各学校の地域性の違いにより支援方法に偏りが生じています。今後も学校からの情報発信方法を明確にし、地域に効果的に情報を届ける取組が求められています。

「外国語青年英語指導派遣」については、ALT(外国語指導助手)を2名配置し、全小中学校に派遣しており、国際理解や英語教育の充実が図られています。また、国際交流支援員を配置し、小学校・中学校へ派遣しています。

「適応指導教室」に関しては、送迎は保護者が行うことが原則であり、自宅から遠い場合などにその負担が大きいケースがあることが課題となっています。

「特色のある英語教育事業」としては、町内保育所で定期的に英語指導者を招き、児童が英語に慣れ親しむ活動が行われており、今後は保育所・小学校でのつながりのある取組の展開が期待されています。

## 今後の方向性

- ◆ 確かな基礎学力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育む教育の充実を推進します。
- ◆ 地域との連携を深めながら、地域に開かれた学校づくりを推進します。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■特色ある学校づくり事業</b>            小規模校の特色を活かした拡大集合学習について、中学校区単位できめ細やかな取組を行います。            連携型による中高一貫教育に全町をあげて取り組みます。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■心の教育の推進</b>            生命を尊重する心、社会性、基本的な倫理観や正義感、美しいものに感動する心など、豊かな人間性を育む心の教育を推進します。            各校毎に策定しているいじめの防止対策方針に基づき、全校で週1回のアンケートを実施し、児童生徒の理解に努めます。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■学校教育における福祉教育の推進</b>            子どもたちが地域福祉の考え方を理解し、地域社会の一員として積極的に福祉活動に参加できるよう、小・中学校での福祉教育の充実を図ります。また、地域福祉について住民とともに考える機会を創出し、住民と子どもたちの交流が生まれるような取組を推進します。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■思春期乳幼児ふれあい学習事業</b>            思春期の生徒に乳幼児とのふれあい体験を行い、やさしさや父性・母性を涵養する教育を行います。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■中・高校生ボランティア体験学習</b>            次世代を担う中・高校生を対象に、高齢者・児童・ハンディキャップのある人との交流を通して、「ふれあいの心」や「思いやりの心」を育むことを目的として、町内の福祉施設・児童施設の協力により実施します。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■学校図書充実事業</b>            学校図書館用図書の蔵書充実を図ります。また読書活動の充実のための読書活動推進員の研修の充実を図ります。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■教育推進団体補助事業</b>            教育推進関係団体等に負担金・補助金を交付します。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■情報教育事業</b>            「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、インターネットやICT機器全般の適切かつ安全・安心な利用に配慮しながら、情報モラル学習の充実を図り、時代に即した機器を活用した情報教育を推進します。</p>	教育委員会 学校教育課

施策の概要	担当課
<p><b>■地域学校協働本部事業(学校支援地域本部事業)</b>            学校教育(授業や課外活動、安全指導、環境整備など)において、地域の協力を依頼し、地域全体で子どもを育てる取組を推進します。ただし、各学校の地域性の違いにより支援方法に偏りが生じているため、学校からの情報発信方法を明確にし、地域との連携を強化していく必要があります。そのために、令和6年度より周防大島町地域協育ネット協議会を立ち上げ、人材育成・地域創生について、学校・地域がより一層連携し、子どもの育成に取り組んでいます。</p>	<p>教育委員会 社会教育課</p>
<p><b>■外国語青年英語指導派遣</b>            国際理解教育を進めるため、外国人のALT(外国語指導助手)2名の雇用を維持するほか、日本人の国際交流支援員の配置に努め、小中学校に派遣します。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>
<p><b>■適応指導教室</b>            心に悩みや不安があり、学校に行きたくても行けない不登校の児童生徒を、学校以外の施設で一時的に受け入れます。併せて、学力の補充や学校との連携を図りながら、学校復帰を支援していきます。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>
<p><b>■特色のある英語教育事業</b>            保育園への英語指導者の派遣、小学校の低学年を対象とした英会話等を学習するための「グローバル推進事業」、小学生を対象とした「イングリッシュ・デイキャンプ」、中学生・高校生を対象とした「イングリッシュ・キャンプ」等、様々な教育プログラムを関係機関との連携により推進します。また、高校生を対象とした語学留学生派遣事業を実施します。</p>	<p>教育委員会 学校教育課 福祉課</p>
<p><b>■学校統合</b>            個人にも集団にもより望ましい教育環境を提供し、時代に対応した教育を実現するために、適正な学校規模の確保を図ります。その際、保護者や地域の方々の意見を伺いながら、学校統合を推進していきます。</p>	<p>教育委員会 総務課</p>
<p><b>■島っ子活躍応援事業</b>            周防大島町の貴重な資源である海洋環境の保全や価値向上に向けた活動を通じて、児童生徒のマネジメント能力を育成していきます。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>

## 基本目標5 仕事と家庭生活との両立の推進

### 【1】仕事と子育ての両立支援

#### 現状と課題

アンケート調査によると、全体の3分の1の母親が現在フルタイムで就労しており、同じく3分の1の母親がパート・アルバイト等で就労しています。また、未就労の母親のうち6割近くが就労を希望しており、女性の就労状況、就労希望が前回調査と比べ高くなっています。

子どもを持ちながら働き続けやすい環境の整備は、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要な課題です。

特に、出産後の女性が必ずしも希望通りの就労ができない背景には、依然として性別による固定的な役割分担意識が存在し、家事や育児、介護といった家庭生活の負担が多く女性のみに偏っている現状があります。このような負担が女性の就労機会を制約し、少子化にもつながっていることが指摘されています。男女がともに仕事と家庭を両立できるよう、この意識を払拭し、職場の柔軟な働き方の導入や支援制度の拡充といった「仕事と家庭の両立を支える環境整備」として、行政だけでなく企業や地域社会全体で子育てや介護を支援する体制の充実が求められています。

「育児休業・介護休業等の定着促進」に関しては、女性が出産後も働き続けられるように、男女がともに育児休業・介護休業の取得しやすい職場環境づくりの啓発に努めます。

#### 今後の方向性

- ◆ 職場における子育て支援制度の整備とその積極的な活用を促進するため、企業等への働きかけを強化するとともに、住民への周知・普及に努めます。

#### 具体的施策

施策の概要	担当課
■仕事と家庭を両立するための環境整備 地域包括ケアシステム等により介護、子育て等を支援する体制の充実と周知を図ります。	健康増進課 福祉課
■育児休業・介護休業等の定着促進 男女の育児休業・介護休業の取得率の向上に向け、周知・啓発に努めます。 【数値目標】男性の育児休業経験者率・・・10%	政策企画課
■職場環境の整備に向けた働きかけ 長時間労働の削減などの働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供を、事業者、住民、地域に向けて行います。	政策企画課
■子育て支援広報強化事業(※再掲) 仕事と子育ての両立を実現するための住民の理解や各種支援事業、育児休業制度など、子育てに関する理解や意識を向上する広報活動を充実します。	福祉課

## 【2】男女共同参画意識の啓発

### 現状と課題

すべての男女が性別に関係なく、固定的な役割分担にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を発揮していくことができる男女共同参画社会の構築が強く求められています。本町においても、この考え方に則し、女性活躍推進法における市町村推進計画でもある「すおうおおしま男女共同参画プラン」を策定し、男女共同の社会実現を目指した施策を推進しています。

男女共同参画の考え方と、本計画は極めて密接な関係にあります。男女の働き方の見直しを含め、仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、望む人誰もが子育ての充実感を体現できるよう、地域の実情に応じた施策を検討していくことが必要です。

「行政・地域活動における男女共同参画の促進」に関しては、審議会等委員の女性の割合が依然として低い状況にあります。女性の考え方や能力が政策や方針、また各種社会活動に反映できるよう、様々な分野における取組の推進が重要です。

「家庭・地域・学校における男女平等教育・学習の推進」に関しては、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識があるため、幼少期から個人の尊厳や多様性を尊重する意識を育む教育が必要です。

「男性の家事・育児等への参画の促進」に関しては、家庭・地域生活における男女共同参画の実現に向けて、家事・育児・介護などを男女ともに担っていくことが必要ですが、現実には女性が悩みや不安を一人で抱えている状況も認められます。

「地域活動への参画促進」に関しては、社会情勢の変化、個人の意識やライフスタイルが変化する中で、男女が地域で責任を担い協力し合うことの重要性が高まっています。

### 今後の方向性

- ◆ 「すおうおおしま男女共同参画プラン」との施策連携を図り、男女共同参画について学習する機会の充実と参加を促進し、固定的な性別役割意識の解消と男女が協力して子育てを行う意識の啓発に努めます。
- ◆ 仕事以外における男性の自立を支援し、家庭・地域生活に男女がともに参画していくための広報、啓発を推進します。
- ◆ 地域活動との連携により、子育てサークルやボランティア団体を育成し、充実に努めます。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■行政・地域活動における男女共同参画の促進</b>  町が実施する施策について、定期的かつ継続的に男女共同参画の視点から見直しを図ります。また、防災や災害復興、地域おこし、まちづくり、観光など生活に密着した分野で、男女がともに参加し、方針決定の場にも参画できるよう啓発を行います。さらに、事業者や各種団体に対しても、男女共同参画社会の実現に向けた啓発や積極的な働きかけを進めていきます。</p> <p>【数値目標】  2025年度までの町の審議会等における女性委員の登用率・・・30%</p>	<p>政策企画課</p>
<p><b>■家庭・地域・学校における男女平等教育・学習の推進</b>  子どもの発達段階に応じた心の教育や、性別にとらわれず一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進し、個人の尊厳や多様性を尊重する意識、ならびに男女平等に関する教育にも力を入れます。また、教育関係者等への意識啓発や研修の充実にも努めます。</p>	<p>政策企画課</p>
<p><b>■男性の家事・育児等の実施の促進</b>  男女がともに家事・育児を担う意識啓発や学習活動を促進します。また、家事や育児における役割分担の平等化を目指し、家庭内での協力を推進する取組を進めます。</p>	<p>政策企画課</p>
<p><b>■地域活動への参画促進</b>  地域活動等にあたっては参画しやすい環境づくりのため、相互の理解や個人がそれぞれ持つ家庭状況等への配慮が必要であり、男女の固定的な性別役割分担の見直しなどの啓発を行います。</p>	<p>政策企画課</p>

## 基本目標6 援助が必要な子どもへの支援

### 【1】子どもの人権の尊重と虐待の防止、ヤングケアラーへの支援

#### 現状と課題

近年、核家族化や子育て家庭の孤立、経済的格差の拡大により、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、少年非行や児童虐待、いじめ、不登校などが社会的課題となっています。本町では、保育所・学校の働きかけや家庭訪問の取組により、虐待の未然防止が図られています。虐待の背景には貧困・孤立・精神身体機能の低下等が多くみられることから、事案発生時には関連各部署の連携した対応が望まれます。

また、家族の介護や生活支援を担うヤングケアラーの増加も見られる中、こうした若者が過度な負担を抱えず健やかに成長できるよう、学校や地域での支援体制を整備することが求められます。今後も、保護者が悩みを気軽に相談できる体制を維持し、ヤングケアラーの早期発見や支援を含めた関係機関との連携を強化して、適切な対応を徹底していくことが重要です。

「学校人権教育事業」に関しては、新たな人権課題への理解を深め、学校や地域における人権教育の充実を図る必要があります。また、学校生活の中で、児童・生徒が互いの人権を尊重し、より良い人間関係を築くために、場面に応じた適切な言葉遣いを定着させることが課題となっています。

「要保護児童就学援助事業」に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、町の要綱を制定し、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者へ国の基準単価に基づき学用品費等を補助するなど、義務教育の円滑な実施のための制度を継続することが必要です。

「教育相談、いじめ、不登校児童に対する相談」としては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒指導上の様々な課題に迅速かつ的確に対応しています。定期的実施している関係機関同士の情報共有化会を継続し、常に連携した動きを取ることが期待されています。

#### 今後の方向性

- ◆ 虐待の未然防止に向け、こども家庭センター等の子育てに関する相談窓口を広く周知し、保護者が気軽に相談できる環境の整備に努めます。
- ◆ 家庭訪問や健康診査など、あらゆる機会を活用し、虐待の早期発見に努めるとともに、発見時には迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携強化および住民との協力体制の充実を図ります。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■こどもまんなか社会の周知・啓発</b> あらゆる場面においてこどもの意思や権利が尊重される社会の実現に向け、こども基本法やこどもの権利に関する周知・啓発を推進し、住民や関係機関の理解促進に努めます</p>	福祉課
<p><b>■子どもの意見を聞く機会の確保</b> こどもの意見を町の施策に反映するため、こども会議の開催やアンケート調査など、こどもの意見を聞く機会の創出と充実に努めます。</p>	福祉課
<p><b>■学校人権教育事業</b> 山口県人権推進指針や山口県人権教育推進資料を基に、学校教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、互いの人権を尊重し合う姿勢を育むことに努めます。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■要保護児童就学援助事業</b> 学校教育法第19条の規定に基づき、町のと要綱を制定し、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者へ、国の基準単価に基づき学用品費等を補助します。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■子どもの虐待防止</b> 子どもの虐待防止については、要保護児童対策地域協議会がその役割を担っていますが、住民にも見守りや声かけ、必要時の関係機関への連絡を呼びかけ、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、虐待に関する知識の普及啓発を行い、連携を強化して未然防止や早期発見・対応に努めます。加えて、子育てに関する相談窓口の周知や、家庭訪問や健康診査を通じた早期発見の取組を推進し、発見時には迅速な対応ができるよう関係機関や住民との協力体制を強化します。</p>	福祉課
<p><b>■教育相談、いじめ、不登校児童に対する支援</b> いじめや不登校などの問題行動の背景には、心の問題や家庭環境、友人関係などが複雑に絡み合っていることが多くあります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者への相談や支援を行います。また、迅速な対応を心掛け、定期的な情報共有会を通じて関係機関と連携し、情報の共有や目標設定、役割の確認を行います。</p>	福祉課 教育委員会 学校教育課
<p><b>■ヤングケアラーへの理解の促進</b> 子どもや保護者、教職員だけでなく、地域の方がヤングケアラーへの理解を深められるよう情報の発信を行います。</p>	福祉課 教育委員会 学校教育課
<p><b>■ヤングケアラーへの心理的支援の推進</b> ヤングケアラーが抱えるストレスや不安を軽減するために、カウンセリングを実施します。また、学校や地域で相談できる場所を増やします。</p>	福祉課 教育委員会 学校教育課

## 【2】障害のある子ども・医療的ケアの必要な子どもへの支援

### 現状と課題

本町では、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、障害のある人の人権が尊重され、互いに支え合い生きる喜びがあふれる共生のまちづくりという基本理念を踏まえ、障害のある人ない人も、共に支え合い住み慣れた地域で安心して生活できる「共生社会」の実現を目指しています。

また、障害のある人にあらゆる場面で切れ目のない支援が行われるよう、日常生活及び社会生活における様々な分野での取組方針を定めるほか、共生社会に向けて、町民が障害及び障害者に対する理解をより深めるため「啓発・情報」の項目に関し重点施策として取り組むこととしています。

「児童発達支援・医療型児童発達支援」に関しては、町内に事業所がなく、町外の事業所を利用せざるを得ないことから保護者の送迎等の負担が大きいことが課題となっています。

「特別支援教育の推進」に関しては、児童・生徒、地域も含めて、発達障害及び特別支援教育に対する理解啓発が進んできた中で、依然として特別支援学級へ入級することに対する保護者等の抵抗感が課題の一つとなっています。特別支援教育を必要としている児童・生徒が通常学級の中にも在籍しており、支援員によるサポートはあるものの、きめ細やかな個別指導を受けられない状態にある児童・生徒も多い状態です。

「特別支援教育支援員」に関しては、支援が必要な児童生徒の割合が増加しており、特別支援教育支援員の数も年々増加傾向にあります。多様な障害について教職員や保護者、地域住民の理解を深め、該当する児童生徒の支援に皆が協力できる体制を築くことが重要です。また、障害に応じた適切な支援ができるよう、特別支援教育に関する研修の実施が求められます。

「特別保育の推進」に関しては、各保育所と関係機関とが連携を取りながら実施していますが、保護者の同意が得難いケースの関係機関との連携方法等について検討が必要です。

「就学相談」に関しては、教育委員会への相談にためらいを感じる保護者が多いため、他の関係機関と連携し、就学に関して気軽に相談できる仕組みを整える必要があります。

「進路相談」に関しては、義務教育修了時にスムーズに新たな進路を歩めるよう、早期からのキャリア教育や志の教育の充実が求められています。

「特別児童扶養手当」の支給に関しては、受給者の家庭に支援が必要とみられるケースが増加しており、保健師、特定相談支援事業者等関係機関と連携した対応が必要です。

「育てにくさのある児を持つ親の会活動支援」については、定期的に行われている親の会が子育ての悩み軽減につながっていることから、継続した支援が求められます。しかし、親の会への参加者が固定化している点が課題です。

## 今後の方向性

- ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相互に尊重し支え合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者計画」や関係機関との連携を強化しながら、支援の充実を推進します。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■障害児受入支援事業(※再掲)</b>            障害のある児童の受入を促進するため、障害児受入支援事業を実施し、保育所における障害児受入に要した人件費の一部を補助します。また、健常児とともに保育を行うことで、児童の成長を促進し、共に育つ環境の整備に取り組みます。            今後も障害児の受入に向けた支援の充実に努めます。</p>	福祉課
<p><b>■放課後等デイサービス(※再掲)</b>            学校通学中の障害児に対して、授業の終了後または休業日に施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。</p>	福祉課
<p><b>■保育所等訪問支援</b>            障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。</p>	福祉課
<p><b>■児童発達支援・医療型児童発達支援</b>            児童発達支援センターや児童発達支援事業の利用に関して、適切な情報提供を行うとともに、事業所に対して送迎先の延伸などの協力を要請し、保護者の負担軽減を図ります。            ①児童発達支援センターは、通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家庭への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。            ②児童発達支援事業は、通所利用の障害児に対する身近な療育の場として、支援を行います。</p>	福祉課
<p><b>■特別支援教育の推進</b>            障害のある児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し、指導計画に基づき適切な支援ができるよう取り組みます。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■特別支援教育支援員</b>            特別支援教育支援員は、特別支援学級担任を補助し、主として次の職務を行います。            ①基本的な生活習慣の確立のための日常生活の支援            ②学習活動・教室間移動等の支援            ③幼児・児童・生徒の健康、安全確保のための介助            ④運動会(体育大会)、学習発表会、修学旅行等の学校行事における支援            ⑤その他所属長が必要と認める業務            また、特別支援学級の児童・生徒以外に、通常学級の支援が必要な児童・生徒にも支援を行います。</p>	教育委員会 学校教育課

施策の概要	担当課
<p>■特別児童扶養手当 20歳未満の身体または精神に障害を有する児童を家庭で監護している父母または養育者を対象に、手当を支給します。</p>	福祉課
<p>■障害児福祉手当 日常生活において常に介護を要する20歳未満の方に手当を支給します。</p>	福祉課
<p>■特別保育の推進 各保育所と関係機関とが連携を取りながら、心身の発達上課題のある児童一人ひとりの発達ニーズを把握し、関係機関と連携を取りながら特別保育を推進します。</p>	福祉課
<p>■療育相談 医師会や福祉課、田布施総合支援学校との連携により、療育相談を計画的に行っています。障害のある児童生徒の保護者や教職員の相談に応じることを基本とし、不登校等の相談にも応じます。</p>	教育委員会 学校教育課
<p>■就学相談 関係機関や保健師等との連携を図り、障害のある幼児、児童、生徒の保護者からの相談に応じます。 就学相談窓口の明確化や、周知活動に取り組み、就学に関して不安を抱える保護者が気軽に相談できる仕組みを整えます。</p>	教育委員会 学校教育課
<p>■教育支援委員会 教育、福祉、医療等の委員から構成される教育支援委員会において、適正な就学について相談・調査・審議や一貫した教育支援について助言を行います。必要に応じ、生育歴も含めた詳細なデータを教育支援委員会のデータとして保存し各学校と共有し、継続的な教育支援に活かします。</p>	教育委員会 学校教育課
<p>■進路相談 特別支援学校等の教育相談と作業所等の見学・実習を各学校で実施します。また、進路未定中学3年生に対する支援について福祉課等関係機関と連携し、情報提供に努めます。 また、小学校からキャリア教育や志の教育に取り組み、生徒一人ひとりが自身に合った進路選択ができるよう、幅広い情報や知識、学習態度の醸成を意識させる取組を進めます。</p>	教育委員会 学校教育課
<p>■育てにくさのある児を持つ親の会活動支援 親の会主催の研修会や勉強会、交流会の開催等を支援します。 会報等で活動紹介を行うことで地域住民への啓発を行います。 障害児を持つ保護者の知識や技術、支え合いはもとより、地域住民の意識や理解の向上など、障害児やその家族が住みやすい環境づくりを図ります。</p>	福祉課

## 【3】ひとり親家庭や生活困窮世帯への支援

### 現状と課題

ひとり親家庭は、子育てにおける心理的・経済的負担が大きく、社会的に孤立しやすいため、きめ細かな支援が求められています。子どもが安定した環境で健やかに成長できるよう、ひとり親家庭への自立支援を一層強化していく必要があります。

自立支援策としては、「母子・父子自立支援員」の設置や「母子・父子自立支援プログラム策定事業」、資金貸付、就業訓練のための給付金や医療費の助成等がありますが、利用は限られており、対象者が必要なタイミングで適切に制度を利用できるよう、継続的な周知が必要です。

「児童扶養手当」の支給時には、自立に向けた就労支援を強化する必要があります。

「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」に関しては、申請から貸付までに1か月以上を要するため、利用者にその期間を考慮して相談をしてもらわなければならない、緊急的に貸付が必要な場合は、他の貸付制度を紹介するなど、利用者の生活実態等に即した対応を行う必要があります。

### 今後の方向性

- ◆ 利用者の生活実態に即したきめ細やかな相談や指導を行うとともに、経済的支援制度の活用を促進し、生活の安定と自立に向けた支援を推進します。

### 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■母子・父子自立支援員</b> ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている問題の相談に応じ、その解決に必要な助言や情報提供を行うなど、自立に向けた支援を行います。 また、関係機関との連携を密にし、潜在的なニーズにも対応できるよう努めます。</p>	福祉課
<p><b>■児童扶養手当(※再掲)</b> 父母が婚姻を解消した、父又は母が死亡したなどの児童を監護または養育している保護者に手当を支給します。</p>	福祉課
<p><b>■母子父子寡婦福祉資金貸付制度</b> 母子・父子家庭や寡婦の方が経済的な自立や児童の就学などのための資金が必要となったときに貸付を行います。事業開始資金、就学支度資金、修学資金、医療介護資金などがあります。</p>	福祉課
<p><b>■母子生活支援施設</b> 離婚等により生活や子どもの養育が困難になった母子家庭の母が、生活の場として子どもと一緒に利用できる施設です。母子生活支援施設では、就労・家庭生活・児童の教育等に関する相談や助言を行い、入所者の自立支援を行います。</p>	福祉課

施策の概要	担当課
<p><b>■母子・父子自立支援プログラム策定事業</b>  母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当を受給している方の状況や希望に応じ、自立目標や支援内容等の「自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携しながら就業支援を行います。</p>	福祉課
<p><b>■ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金</b>  雇用保険の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座を受講したひとり親家庭の父母が、対象講座を修了した場合、その経費の60%(下限12,001円、上限160万円)を支給します。なお、雇用保険法に基づく教育訓練給付金を受給できる場合は、その支給額との差額を支給します。</p>	福祉課
<p><b>■ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金</b>  ひとり親家庭の父母が、看護師や介護福祉士などの就職に有利な資格を取得するため、6月以上のカリキュラムを養成機関で修業する場合、生活の経済的負担を軽減するために、修業期間中に高等職業訓練促進給付金を支給し、修業終了後には高等職業訓練修了支援給付金を支給します。</p>	福祉課
<p><b>■ひとり親家庭医療費助成金</b>  ひとり親家庭の方が支払った医療費の自己負担額(入院時の食事代を除く)を助成します。</p>	福祉課

## 基本目標 7 子どもにやさしいまちの環境づくり

### 【1】子どもに安全・安心な環境づくり

#### 現状と課題

遊びは子どもの心身の成長に欠かせない活動であり、子どもが地域で安全に、安心して暮らせる環境づくりは、次代を担う子どもの健全な育成において非常に重要です。こうした環境を実現するため、地域の公園や遊び場の点検・整備を通じて、子どもが安心して遊べる空間の維持・管理を行い、安全面の向上に取り組んでいきます。

また、交通安全教育の充実や地域での見守り活動を強化し、子どもが日常生活で不意の事故や犯罪から守られる体制を整備していきます。

「子ども広場整備事業」については、一般利用のほか、保育所・小学校低学年の遠足等でも利用され、高評価を得ています。各所に設けている児童公園もそれぞれ利用がある一方、設置している遊具には耐用年数を超えているものも多い状況です。アンケートの自由記述回答では遊び場の充実を求めている声も複数上がっています。

学校施設については、「学校施設整備拡充事業」において各学校へのトイレの洋式化、空調設備やバリアフリー改修実施しました。築30年を経過し老朽化が進んだ施設が多いため、令和元年度に「学校施設長寿命化計画」を策定し、効率的かつ効果的な老朽化対策を推進しています。

「交通安全対策の推進」に関しては、町交通安全指導員による街頭交通指導や、警察・交通安全協会・婦人会・保育所等協力による街頭キャンペーン、町広報車、防災無線、横断幕、交通安全旗等による広報、啓発活動を実施しており、交通事故発生数の減少につながっています。しかし、自転車利用者へのヘルメット着用の普及活動が課題となっています。

「人にやさしい道づくり」に関しては、地域を結ぶ幹線道路や通行量、緊急度などから優先度を判断し、計画的に転落防止柵等の安全施設を設置するほか、道路の拡幅事業等を通じ通学路等の安全向上に努めています。一方、道路幅員が狭隘なため車道と歩道を分離することが困難、家屋等の移転が伴うため幅員拡幅等の道路改良が困難といったケースも課題となっています。また、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や利用者への配慮等を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフト両面から一体的なバリアフリー化を進めていけるよう検討を進めます。

#### 今後の方向性

- ◆ 安心して遊べる公園の整備、学校施設の充実など、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。
- ◆ 交通安全に対する意識啓発や、交通安全施設等の整備を進め、子どもの安全を守る交通環境づくりを推進します。

## 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■児童公園整備事業</b> 親子が安心して遊び、集える公園を維持するため、遊具の集約を含め、総合的な改修・整備を行います。</p>	福祉課
<p><b>■子ども広場整備事業</b> 乳幼児等や保護者を対象に、自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換ができる子ども広場を整備します。 町の幼児公園内に遊具を設置し、適正な維持管理に努めるとともに、施設のホームページなどを通して町内外への周知を図ります。</p>	商工観光課 福祉課
<p><b>■学校施設整備拡充事業</b> 子どもたちが安全・快適に教育を受けるための学校設備の整備拡充を図ります。トイレ洋式化の推進及び屋内運動場照明のLED化等、適正な施設管理に努めます。</p>	教育委員会 総務課
<p><b>■学校施設長寿命化計画</b> 老朽化の進む学校施設について整備・改修を行います。</p>	教育委員会 総務課
<p><b>■児童・生徒通学時交通安全支援事業</b> 小学校新1年生に防犯ブザーとランドセルカバー、中学校新1年生に反射ベスト、防水ライト、中学校新1年生の自転車通学者にヘルメットを支給します。</p>	教育委員会 学校教育課
<p><b>■交通安全対策の推進</b> 子どもや高齢者を中心とした住民に対する交通安全教育など交通安全に係る行事等を継続し、住民の交通安全意識の向上に努め、交通事故防止対策を推進します。 幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルト着用推進やチャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車の安全利用の推進等を図ります。</p>	総務課
<p><b>■人にやさしい道づくり</b> 道路整備にあたっては、子どもをはじめ、高齢者や障害者などにも配慮した安全性と快適性向上のため、転落防止柵等の交通安全施設の整備充実、通学路等への歩道設置、段差解消などのバリアフリー化、景観の向上に努めます。 片側一車線の道路改良、段差等の解消に取り組みます。</p>	施設整備課

## 【2】子どもを犯罪被害等から守る活動の推進

### 現状と課題

近年、地域関係の希薄化に加え、インターネットや携帯電話、スマートフォン、ネット接続機能を持つゲーム機などの急速な普及に伴い、子どもを狙った犯罪やトラブルが増加し、子どもの安全・安心を脅かす社会的な問題が目立っています。特に、SNSを通じた不適切な情報の拡散や詐欺、ネット上の有害コンテンツへのアクセスなどの危険性が増加しています。

地域住民全体で関係機関と連携することによって、子どもを犯罪被害等から守る取組の推進が、より一層重要になってきています。

「防犯体制の強化」「防犯意識の高揚」に関しては、地域ボランティアによる防犯活動(公園等の安全点検、児童・生徒登下校時の見守り等)や、防犯パトロールカーによる町内巡回、自治会への防犯灯修繕及び設置への助成等を実施していますが、監視が難しいネット犯罪に対する被害防止の体制強化が課題となっています。「地域の子どもは地域で守る」「自らの安全は自らで守る」という認識のもと、親子、地域ボランティア、行政が連携して、地域ぐるみで防犯体制の強化、意識の高揚が図られています。

また、「青少年指導員養成事業」を通じて指導者の養成を行い、「青少年健全育成事業」によって健全育成の環境確保及び海岸等における安全確保につなげています。

### 今後の方向性

- ◆ 地域と家庭、行政が連携し、防犯に対する意識啓発や地域住民の自主的な活動を促進することで、地域全体で子どもの安全・安心を守る環境づくりを推進します。

### 具体的施策

施策の概要	担当課
<p><b>■防犯体制の強化</b> 児童・生徒のスマートフォン自己所有率が上昇している現状を踏まえ、監視が難しいネット犯罪に対する被害防止の体制強化が求められています。地域防犯活動の充実や防犯教育の強化、さらに警察や地域との連携を深め、地域全体で防犯体制を強化し、犯罪のない明るい地域社会を目指します。</p>	総務課
<p><b>■防犯意識の高揚</b> 防犯県民大会への参加や地域ボランティアの活動、広報、防災無線、のぼり旗などを通じて、防犯意識の啓発に努め、住民の防犯意識を高め、犯罪発生の未然防止に向けた気運を醸成します</p>	総務課
<p><b>■青少年指導員育成事業</b> 町民会議役員への県主催の有害図書点検研修の内容伝達や、警察署職員による青少年を取り巻く犯罪に関する講話の機会を確保することで、青少年の健全育成を目的とした指導者の養成に努めます。</p>	教育委員会 社会教育課

施策の概要	担当課
<p><b>■青少年健全育成事業</b>  巡回活動、出張相談、関係者との連絡協議会などの活動や悪質ビラの撤去などを行い、青少年の非行防止、健全育成のための環境整備に努めます。  夏季には安全な遊泳ができているかどうか確認するため、海岸巡視を行います。  スマートフォンの普及やIT機器の発達にともなう、インターネット上の有害情報やいじめに関する研修を実施し、その対策に努めます。</p>	<p>教育委員会  社会教育課</p>
<p><b>■子どもの相談への対応</b>  小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒が気軽に相談できる環境を整えることで、日常的に子どもたちの心のケアを行います。</p>	<p>教育委員会  学校教育課</p>

## 第6章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進行管理は、計画内容の審議を行った「周防大島町子ども・子育て会議」で行います。

「周防大島町子ども・子育て会議」は、毎年度、施策の実施状況や各施策に係る費用の使途実績等について点検、評価します。町はその結果を公表するとともに、これに基づき、取組内容の改善を図ります。

また、社会・経済情勢の変化や本町の子どもと子育て家庭の状況や保育ニーズの変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価を行います。

#### 【個別事業の進捗状況対象指標】

- 教育・保育サービスの提供量及び確保の方策
- 地域子ども・子育て支援事業の提供量及び確保の方策
- その他、町で独自に掲げた数値目標項目

#### 【計画全体の成果対象指標】

- 「周防大島町は子育てしやすいまちかどうか」について、次回の計画策定時にアンケート調査を実施し、その結果を計画全体の評価とします。

### 第2節 関係部署及び機関・地域の連携の推進

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業実施施設、地域の子育て支援団体、その他関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、町民を始め地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、保育所等を始め子どもに関わる機関や企業、NPO等各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

### 第3節 子育て支援への理解を促進するための取組

---

本計画の内容及び住民等に対して子育て支援の理解を深めるため、本計画書を公表するとともに、本町の子ども・子育て支援事業計画に係る事業や子育て全般に係る町の考え方、施策をまとめ、パンフレットや町の広報紙、ホームページ等を通じた分かりやすい情報発信に努めます。

また、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業実施施設、地域の子育て支援団体や他の行政機関と連携しながら、制度やサービスについて適切な情報が伝わるよう、きめ細かな広報・啓発活動に努めます。

## 資料編

### ◎ 策定の経過

日時			内容
令和5年	12月	18日	令和5年度 第1回 周防大島町子ども・子育て会議
令和6年	2月		アンケート調査の実施（令和6年2月26日まで）
令和6年	11月	19日	令和6年度 第1回 周防大島町子ども・子育て会議
令和7年	3月	13日	令和6年度 第2回 周防大島町子ども・子育て会議
令和7年 ～	2月 3月	14日 10日	パブリックコメントの実施

### ◎ 周防大島町子ども・子育て会議委員名簿

団体名	氏名
大島郡保育協会(山口県保育協会大島支部)	三谷 俊雄
周防大島町社会福祉協議会	河原 光雄
大島郡小学校校長会	藤附 一博
大島郡中学校校長会	吉中 孝志
大島郡医師会	野村 壽和
周防大島町 PTA 連合会	未廣 均
東和小学校 PTA	小磯 直紀
中保育園保護者	吉元 拓也
宮ノ下保育園保護者	近藤 桂樹
地域活動連絡協議会(母親クラブ)	長尾 恵子
子育て支援センター	吉田 八重子
母子保健推進協議会	小柳 さおり
主任児童委員	高田 映子
久賀児童館	河井 伸二
周防大島町議会議員	新田 健介

※任期:2年

## ◎ 用語の説明

本計画内における用語については、以下のとおりです。

### 1. 学校教育・保育事業について

用語	内容
1号認定	保育の必要性の認定を受けない、満3歳以上で就学前の子どもが認定されます。
2号認定	保育の必要性の認定を受ける、満3歳以上で就学前の子どもが認定されます。
3号認定	保育の必要性の認定を受ける、満3歳未満の子どもが認定されます。

### 2. 地域子ども子育て支援事業について

用語	内容
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安全・安心な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業等	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。また、特定教育保育施設の一時的預かり事業は、施設を利用していない乳幼児の預かりを行います。
時間外保育事業(延長保育)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日または利用時間以外の日または時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

用語	内容
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）	病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 3. 次世代育成支援行動計画に係る事業について

用語	内容
保育所事業	保護者が就労等のために、日中に家庭において保育ができない児童を認可保育所で保育する事業です。
特定保育事業	週2～3日程度または午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業です。
夜間保育事業	前ページ、『時間外保育事業(延長保育)』に含まれ、夜間、保護者の就労等により家庭において保育を受けられないお子さんを保護者に代わって保育する事業です。
休日保育事業	前ページ、『時間外保育事業(延長保育)』に含まれ、休日に保育が必要な児童を預かる事業です。

### 4. 町実施の子育て関連事業について

用語	内容
高校生年代までの医療費完全無料化	0歳児から高校生年代までの児童が医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、医療費自己負担分について全額助成する事業です（入院時の食事代を除く）。
家庭相談員及び母子・父子自立支援員による家庭児童相談室	家庭における健全な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所(福祉課)内に設置している家庭児童相談室にて、児童の養育など家庭内の様々な問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行う事業です。 また、ひとり親家庭等に対しては、母子・父子自立支援員が相談に応じ、総合的な自立支援を行う事業です。
子育て支援センター	子育て中の親子の交流・出会いの場、遊びの場、学びの場などを提供し、悩みや相談など、子育て家庭への育児支援を総合的に行う事業です。
保育料完全無料化	全ての3歳以上児、山口県内在住の第2子以降の児童及び町内の保育所を利用する町内在住の3歳未満児の保育料を無償とする事業です。
放課後子ども教室	地域のボランティアによる、放課後や休日の児童の安全な居場所づくりとして、小学校児童の遊びや体験・学習の場づくりを行う事業です。町内に2か所設置されています。
母親クラブによる地域組織活動	地域組織(母親クラブ、子育てサークル等)による親子間の交流活動、養育に関する研修活動、児童の事故防止活動等を行う事業です。
障害児保育	保育所における障害児の受け入れを行い、各種の子育て支援事業との連携を図る事業です。

用語	内容
児童手当	高校生年代までの児童がいる家庭を対象に、手当を支給し、国の政策に準じて、制度周知や申請勧奨を行う事業です。
児童扶養手当	父母が婚姻を解消した、父又は母が死亡したなどの児童を監護または養育している保護者に手当を支給する事業です。
母子保健推進員による訪問事業	家庭を訪問し、子育てなどの相談・助言をするとともに、行政とのパイプ役として子育ての輪を広げる催しや母子保健サービスの周知などを行う事業です。
乳児健康診査	生後1か月・3か月・7か月児を対象に医療機関における健康診査を実施する事業です。
1歳6か月児健康診査	満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児を対象に、問診、身体計測、小児科診察、歯科診察及び歯みがき指導、保健指導・栄養相談・子育て相談などを行う事業です。
3歳6か月児健康診査	満3歳6か月を超え、満4歳に達しない幼児を対象に、問診、身体計測、小児科診察、歯科診察及び歯みがき指導、保健指導・栄養相談・子育て相談、尿検査、視力・聴力検査などを行う事業です。
5歳児発達相談会	年度内に5歳になる幼児のうち、家庭や保育所等での集団生活で心配なことがある幼児を対象に、課題設定遊び、小児科診察、個別相談(子育て相談、言語相談、教育相談)を行う事業です。
育児相談	乳幼児の発育発達、健診・予防接種状況、栄養状態等を把握するとともに、相談等により母親の育児不安軽減を図り、母親同士の交流の場づくりを支援する事業です。毎月1回3会場で実施しています。
子育て教室	乳幼児を持つ親や保育士等関係者等を対象に、小児救急や子育てに関する講演会を実施する事業です。

## 周防大島町第3期子ども・子育て支援事業計画

策 定:令和7年3月

編集・発行:山口県 周防大島町

〒742-2806 周防大島町大字西安下庄 3920 番地 21  
たちばなケアプラザ内

TEL:(0820)77-5505 FAX:(0820)77-5111